建設産業の最近の話題

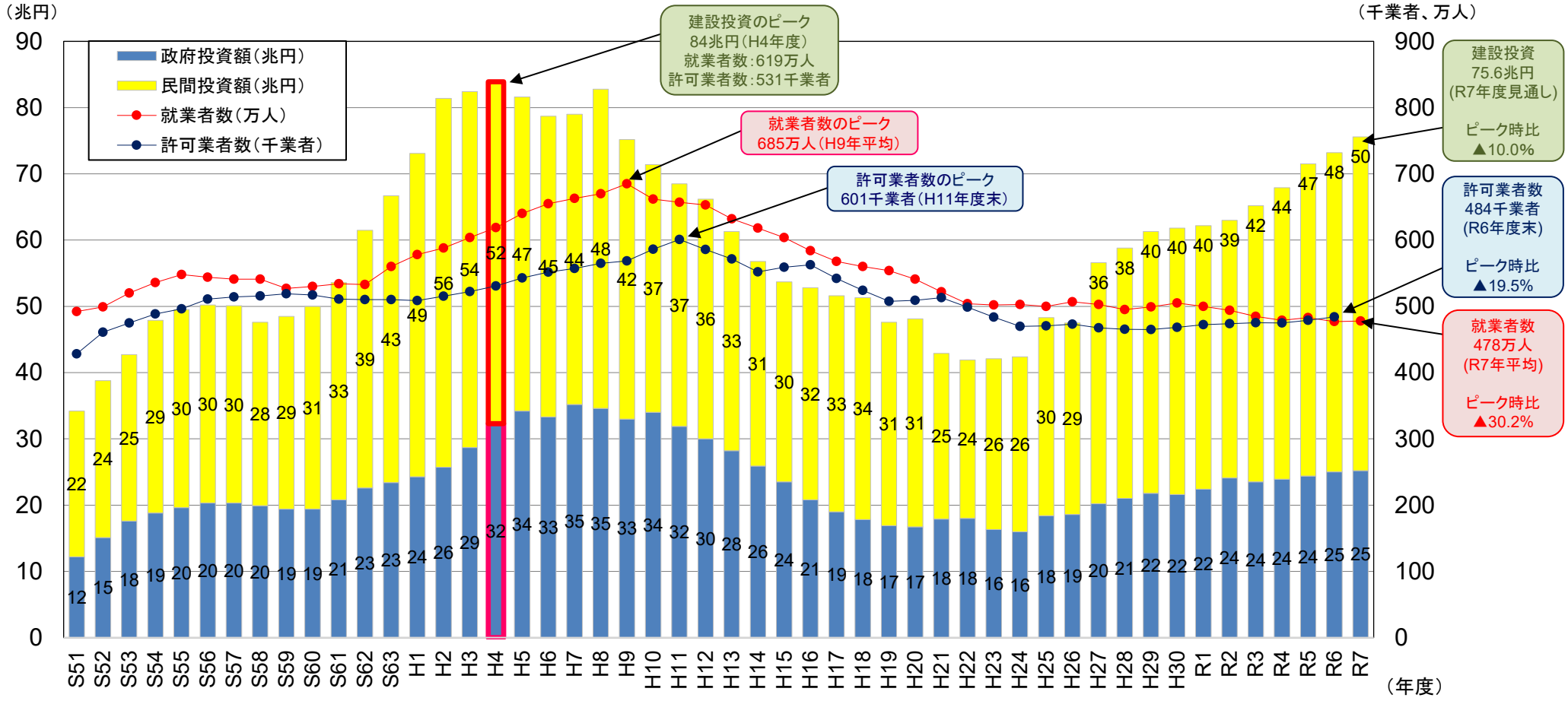
国土交通省
近畿地方整備局　建政部建設産業第一課
令和8年9月

1．建設業における現状

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

国土交通省

○　建設投資額はピーク時の平成４年度：約８４兆円から平成２２年度：約４２兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和７年度は約７６兆円となる見通し（ピーク時から約１０％減）。
○　建設業者数は約４８万業者（令和６年度末）で、ピーク時（平成１１年度末）から約２０％減。
○　建設業就業者数は４７８万人（令和７年平均）で、ピーク時（平成９年平均）から約３０％減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
注１　投資額については令和４年度（2022年度）まで実績、令和５年度（2023年度）・令和６年度（2024年度）は見込み、令和７年度（2025年度）は見通し
※平成27年度の建設投資額から建築補修（改装・改修）投資額を新たに計上している
注２　許可業者数は各年度末（翌年３月末）の値
注３　就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災３県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

国土交通省

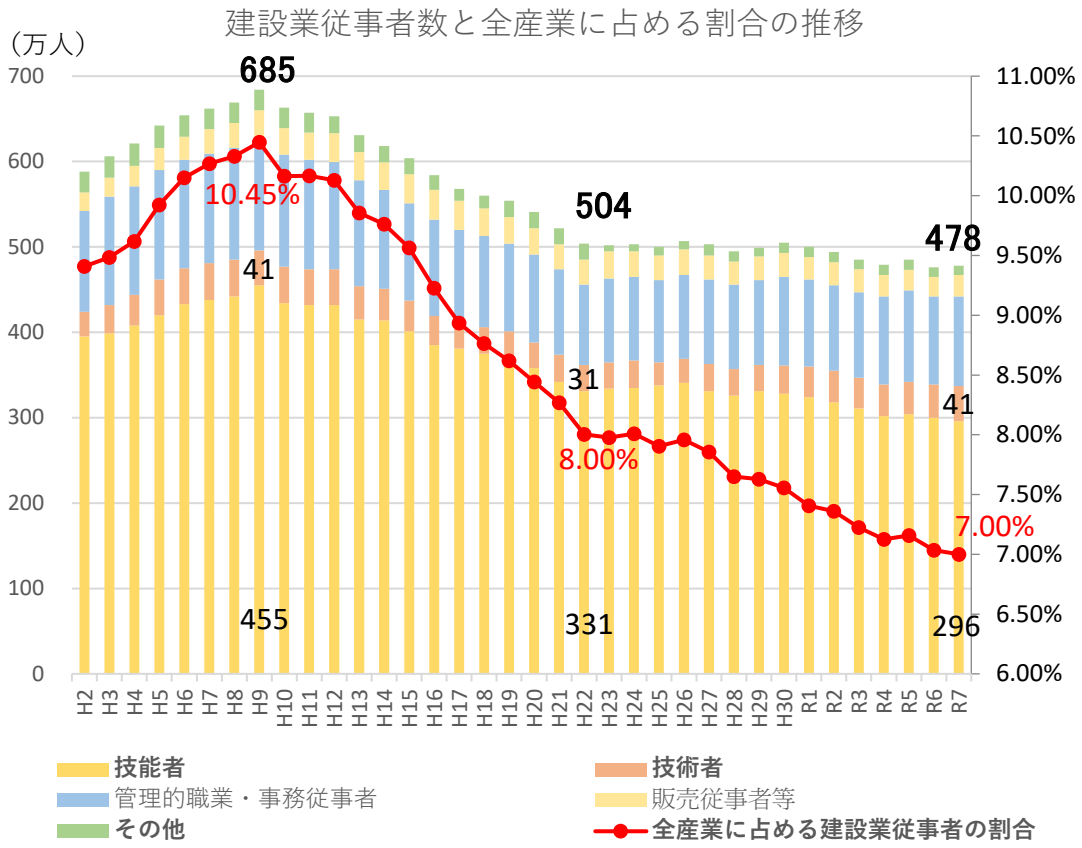
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

○建設業就業者：685万人（H9） → 504万人（H22） → 478万人（R7）

○技術者　　：　41万人（H9） →　31万人（H22） →　41万人（R7）

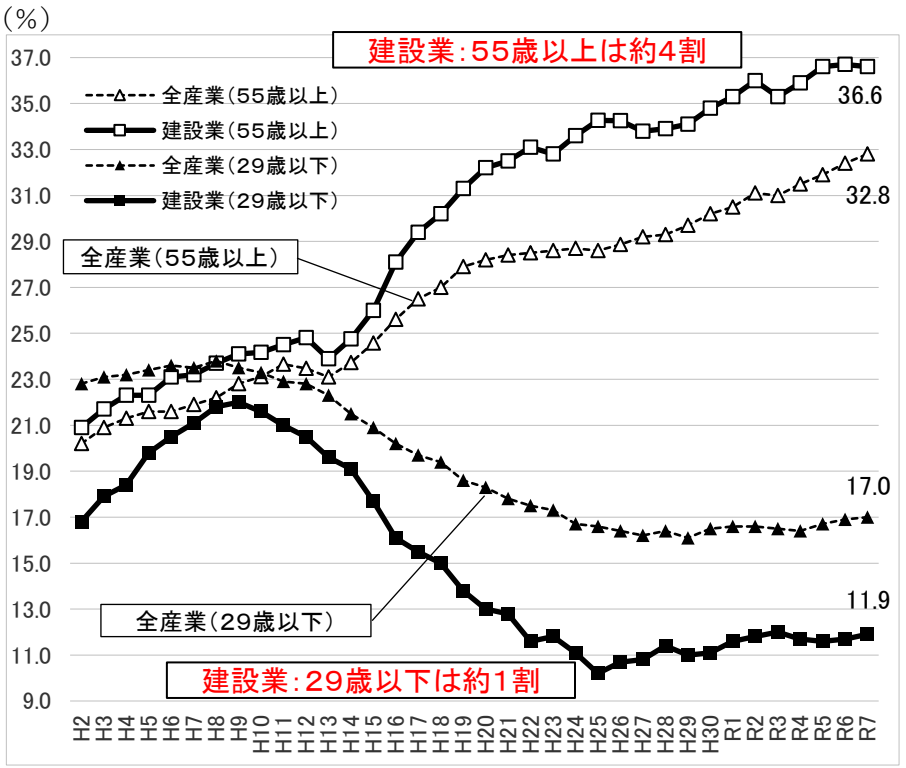
○技能者　　：455万人（H9） → 331万人（H22） → 296万人（R7）



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1

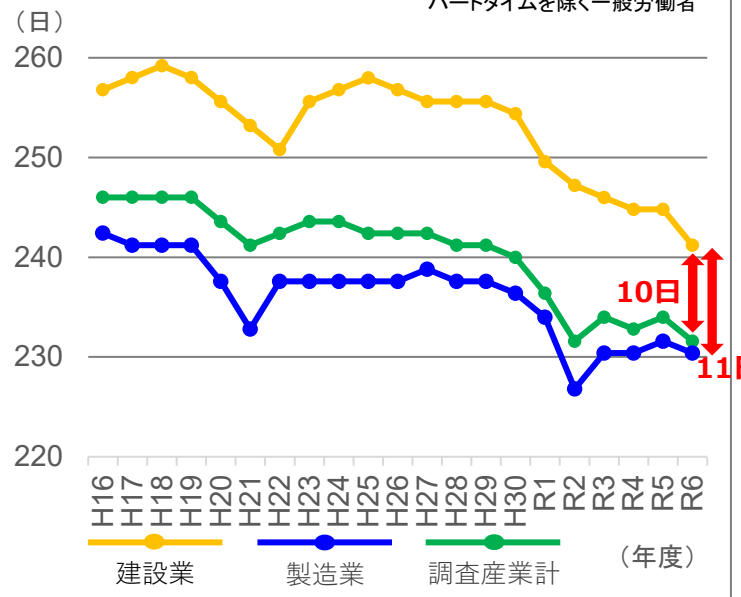
（※1　平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値　※2　グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない）

建設産業における働き方の現状

国土交通省

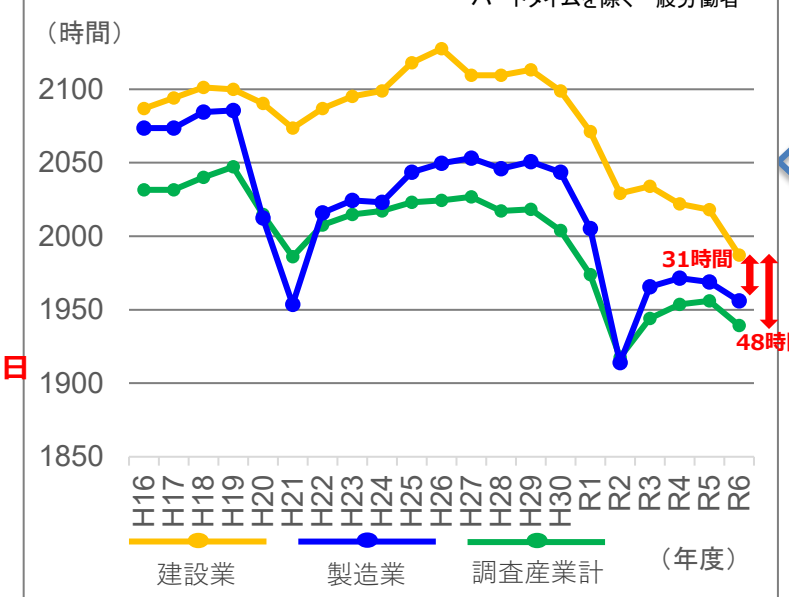
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者

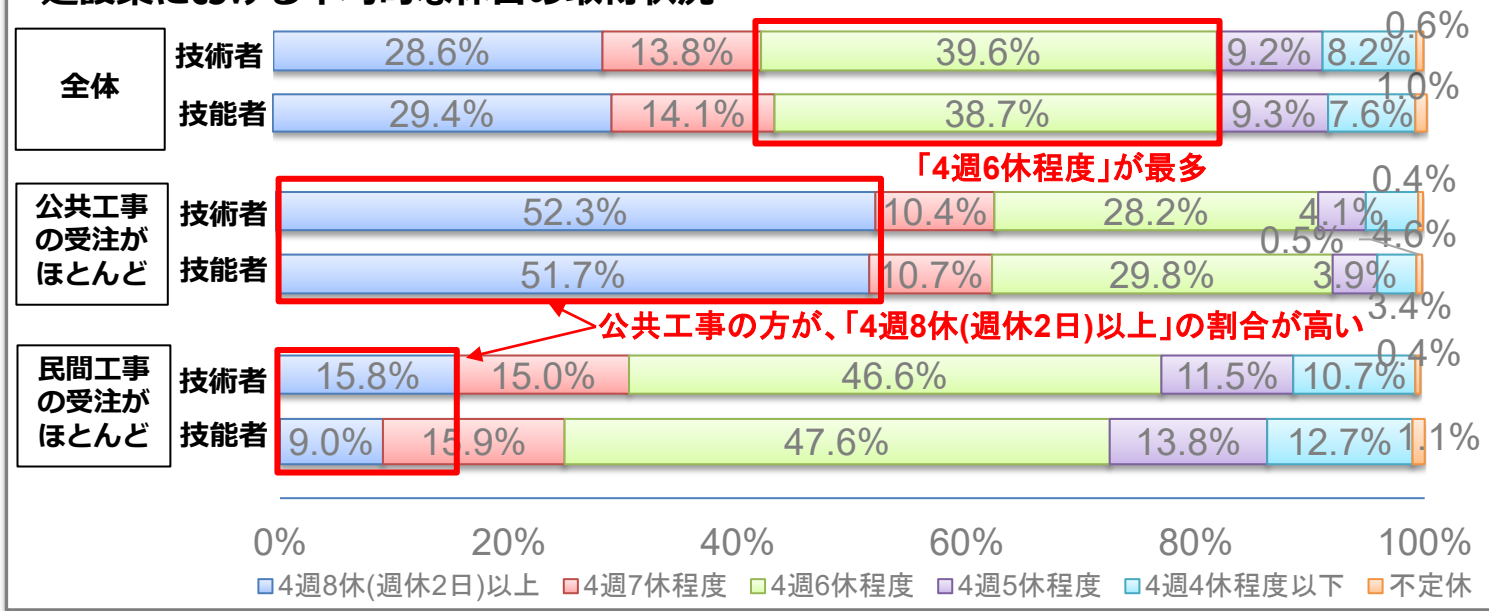


建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。

また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

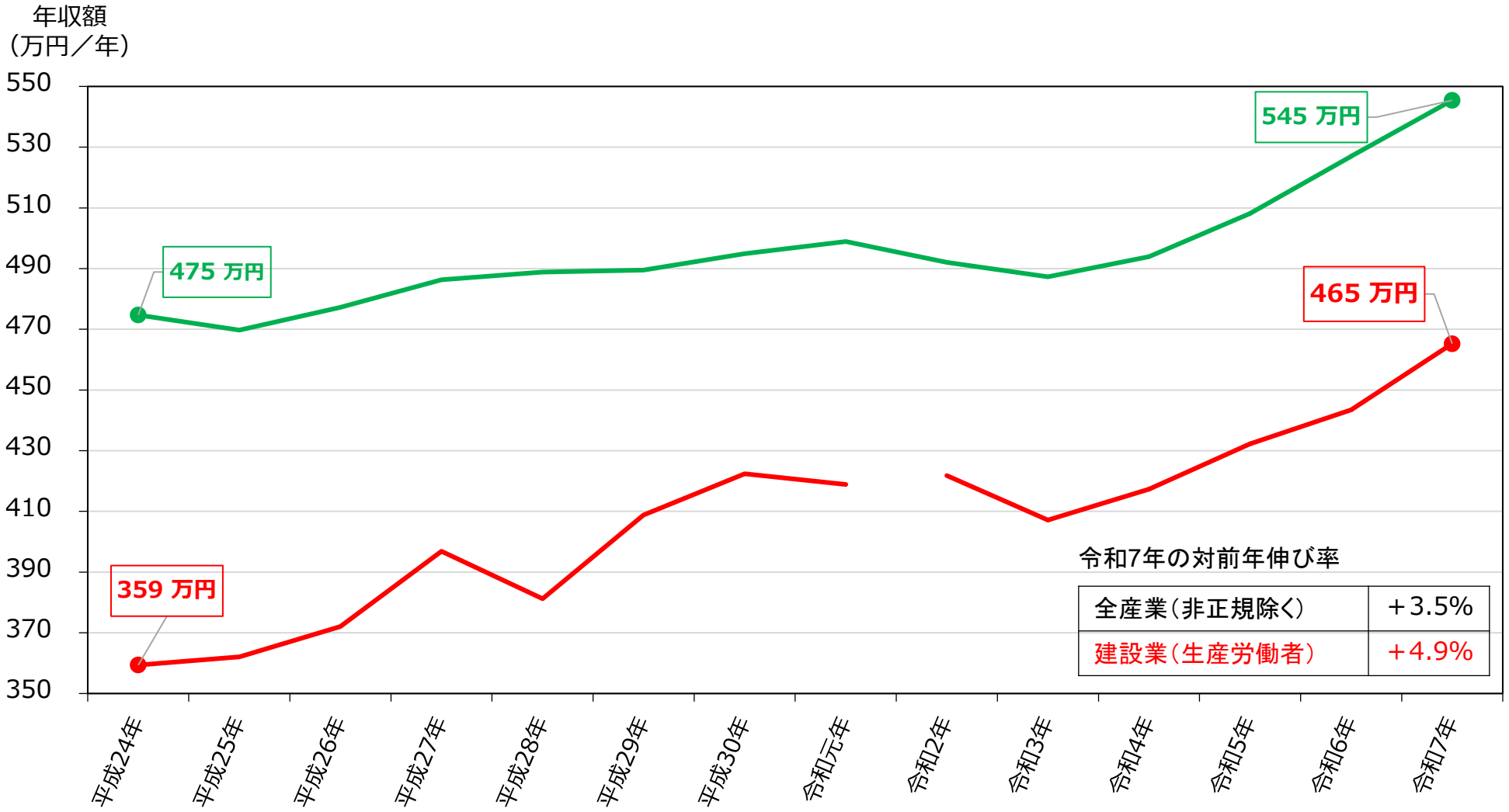
建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに４週８休(週休２日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「令和６年度適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設技能者の賃金の推移



（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）
※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

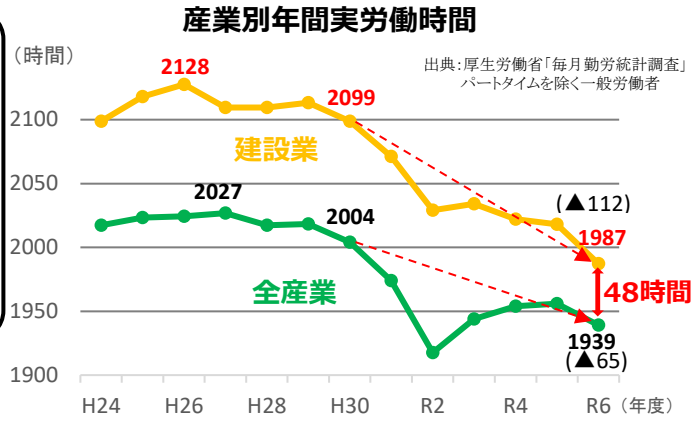
2. 働き方改革等の推進

建設業の働き方改革の取組

国土交通省

○これまでの働き方改革の取組によって、
建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。

○令和６年４月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1.規制内容の周知徹底

- リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
（厚生労働省）



■動画による広報
（厚生労働省）

2.公共工事における週休２日工事の対象拡大

〔直轄〕週休２日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援

〔都道府県〕原則全工事で週休２日を目指して取組を一層強化

〔市町村〕国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

3．適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「工期に関する基準」を策定(R6.3改定)

<改定の主な内容>
○注文者は、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力
○自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定

→ 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ

- 適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、厚労省と連名で官民発注者に要請
- 建設Gメンが実地調査し、是正指導

4.生産性の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- 建設業従事者が活用可能なICT機器導入支援策の周知・拡大
- 直轄工事における工事関係書類の簡素化

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

国土交通省

●「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準（令和２年７月作成）。
●令和６年４月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年３月に同基準を改定。

第１章　総論
（１）背景
（２）建設工事の特徴
（３）**建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
（４）本基準の趣旨
（５）適用範囲
（６）**工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。
※下請契約における注文者も同じ

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項
（１）**自然要因**
（２）**休日・法定外労働時間**
（３）イベント
（４）制約条件
（５）契約方式
（６）関係者との調整
（７）行政への申請
（８）**労働・安全衛生**
（９）工期変更
（１０）その他

・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。
・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第３章　工程別に考慮すべき事項
（１）**準備**　（２）施工　（３）後片付け

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第４章　分野別に考慮すべき事項
（１）住宅・不動産　（２）鉄道　（３）電力　（４）ガス

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について
（優良事例集）

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

第６章　その他
（１）著しく短い工期と疑われる場合の対応
（２）**建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
（３）基準の見直し

・各業界団体の取組事例等を更新。

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

令和7年12月23日公表

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
- ・猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
- ・個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- ・技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全　国

全　職　種　（ 25,834円 ）　令和７年３月比；＋４．５％

主要１２職種※（ 24,095円 ）　令和７年３月比；＋４．２％

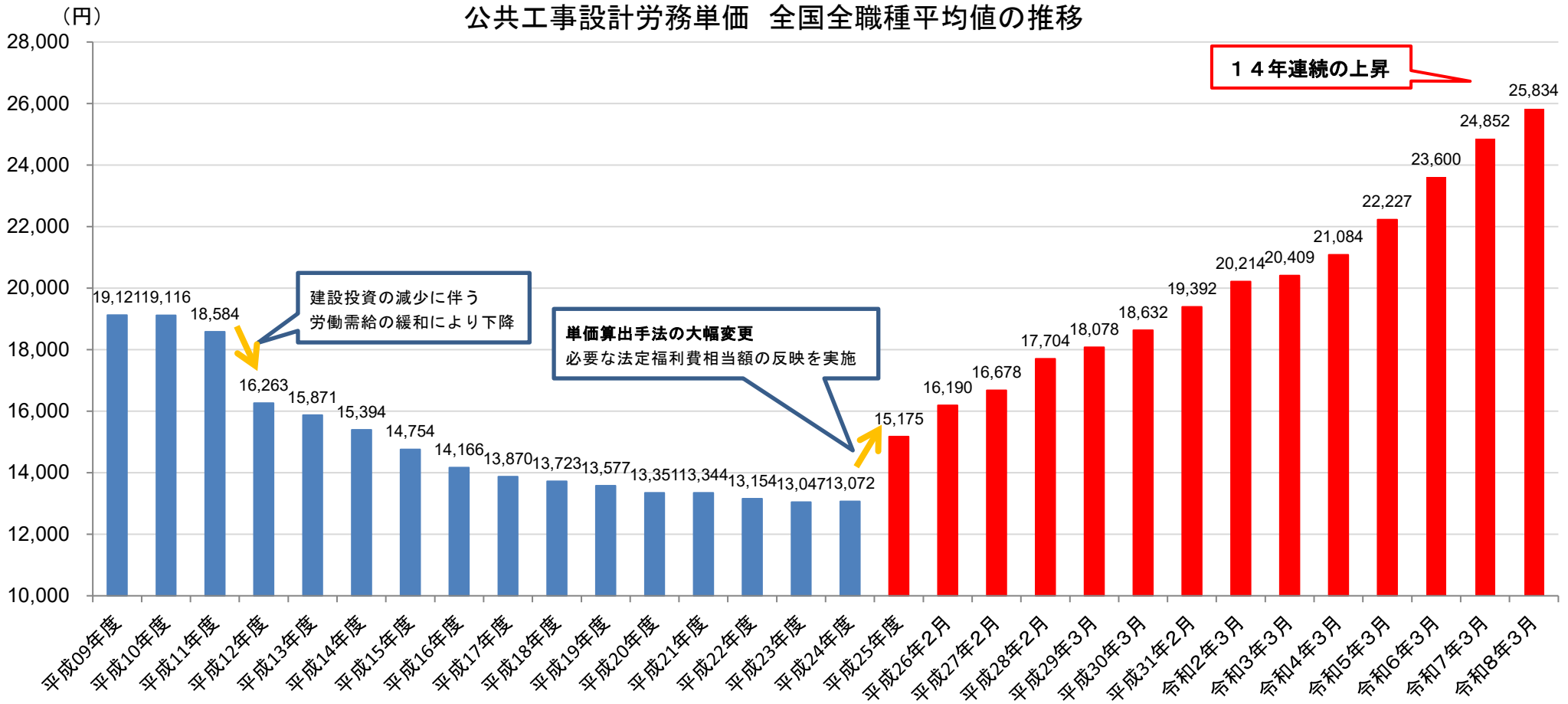
主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和７年３月比	職種	全国平均値	令和７年３月比
特殊作業員	28,111円	+4.3%	運転手（一般）	25,275円	+2.9%
普通作業員	23,605円	+3.0%	型わく工	31,671円	+5.0%
軽作業員	18,605円	+2.9%	大工	30,331円	+3.1%
とび工	30,780円	+4.0%	左官	30,508円	+4.1%
鉄筋工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員Ａ	18,911円	+5.8%
運転手（特殊）	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員Ｂ	16,749円	+6.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全　職　種	+15.1%	→+7.1%	→+4.2%	→+4.9%	→+3.4%	→+2.8%	→+3.3%	→+2.5%	→+1.2%	→+2.5%	→+5.2%	→+5.9%	→+6.0%	→+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	→+6.9%	→+3.1%	→+6.7%	→+2.6%	→+2.8%	→+3.7%	→+2.3%	→+1.0%	→+3.0%	→+5.0%	→+6.2%	→+5.6%	→+4.2%	+93.4%

注1）金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2）平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3）伸び率は単純平均値より算出した。

国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（R8.3.19）

国土交通省

開催概要

日　　時：令和８年３月19日 17:50～19:00
出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会
　　全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
テーマ：建設業の賃上げに向けた取組、働き方改革・生産性向上等の推進
　　改正建設業法の普及・定着に向けた取組状況

■ 国土交通省と建設業団体との間で以下を申し合わせ

- **技能労働者の賃上げ**について、民間発注工事も含めた改正建設業法に基づく労務費の確保・行き渡りの徹底や生産性向上等の取組みを通じ、「**おおむね６％の上昇」を目指す**こと
- **生産性向上**について、生産年齢人口の更なる減少や昨今の工事費高騰への対応、賃上げの原資の確保などの観点から、**各団体において、省人化や技術・技能の向上等による生産性向上の取組を推進する**こと

■ **改正建設業法を民間工事や各現場に浸透・定着させていく**ことの重要性等について意見交換

■ 大臣より「皆様のお話をしっかり受け止め、賃上げや生産性向上に向けた環境づくりを責任を持って前に進めていく。**将来に希望が持てる、若者にも魅力的な「新しい時代の建設業」を、建設業団体の皆様と一緒に作り上げてまいりたい**」と発言

意見交換会の様子





3. 第三次担い手3法の概要

第三次・担い手３法（令和６年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手３法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁（労務費へのしわ寄せ防止）	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進　●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ＩＣＴ活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ＩＣＴ指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（ＪＶ方式・労災保険加入）	
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

（参考）

◇公共工事品質確保法等の改正
・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）
・誘導的手法（理念、責務規定）

◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正
・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）
・規制的手法など

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律　概要

令和6年6月19日公布・施行
（測量法改正の７年４月施行部分を除く。）

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保	地域建設業等の維持	生産性向上
働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁	適切な入札条件での発注、災害対応力の強化	新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

１．担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）
- 国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- 自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）
- 労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- 能力に応じた適切な処遇の確保
- 適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）
- 担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施

※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保

- 品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- 担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

２．地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）
- 地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）
- 災害対応経験者による被害把握
- 技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- 災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

３．新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）
- 調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- 脱炭素化の促進　・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）
- 技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

４．公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）
- 発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- 維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）
- 国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- 指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保
- 測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- 測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間

	賃金		労働時間	
建設業※	432万円/年	（▲15.0%）	2,018時間/年	（+3.1%）
全産業	508万円/年		1,956時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和５年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内
［H9］ 685万人（10.4%）⇒［R5］483万人（7.2%）
出典： 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善　賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止　資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上　労働時間の適正化 現場管理の効率化

→ 担い手の確保

→ 持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和７年12月12日施行
それ以外：令和６年施行済

1．労働者の処遇改善

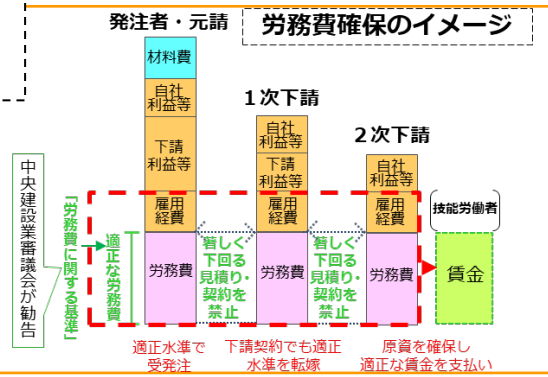
○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡国は、取組状況を調査･公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成･勧告

令和６年施行により中建審に作成権限が付与
→令和７年12月２日に作成され、実施が勧告された

○適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告･公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

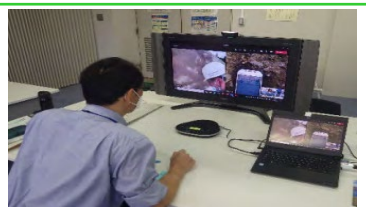
○契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例. 遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例. 元下間でデータ共有）
➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



3. 第三次担い手3法の概要

（１）労働者の処遇改善

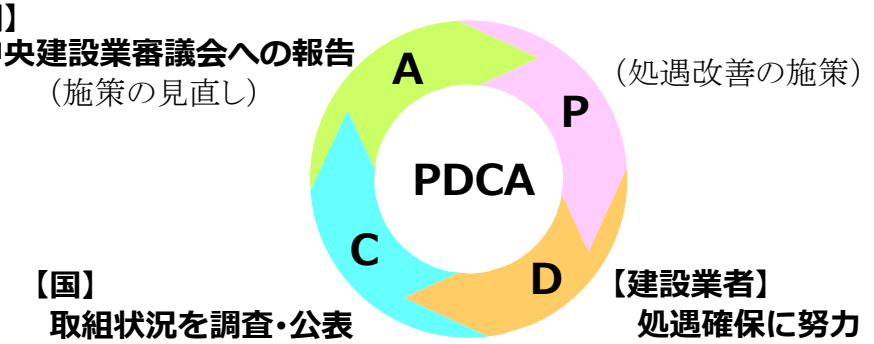
建設業法改正事項（処遇改善）

国土交通省

（１）建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務**化

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**



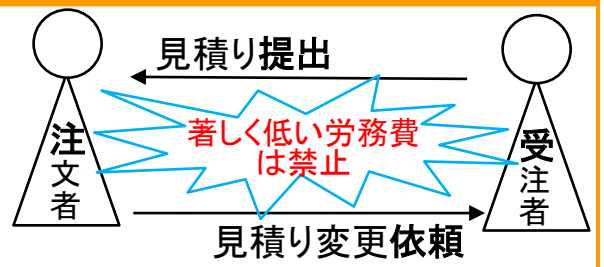
（２）労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

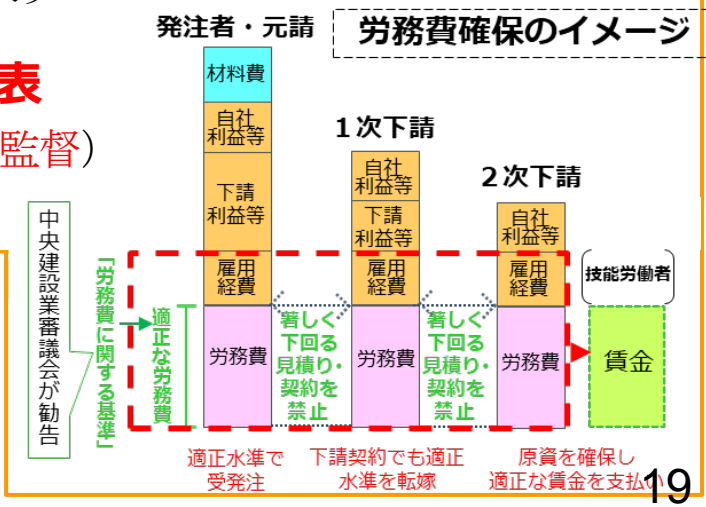
○ 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費**等※による見積り提出（受注者）や見積り変更依頼（注文者）を**禁止**　　※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡**違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**

（違反して契約した建設業者（注文者・受注者とも）には、現規定により、指導・監督）





（３）不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

（現行）注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

国土交通省

○　建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。

○　中央建設業審議会が**「労務費に関する基準」を作成**（同法３４条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。

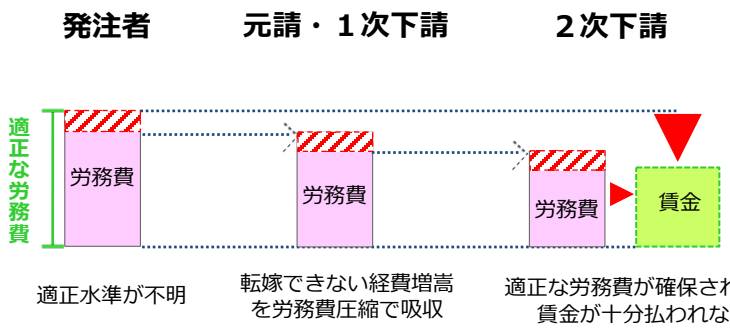
○　併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**（同法２０条、19条の３）し、**違反した業者は指導・監督**（同法２8条）、**発注者は勧告・公表**（同法２０条）の対象。

これらの措置により、**適正な労務費が**、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能者の賃金として支払われる**ようにする。

労務費確保 のイメージ

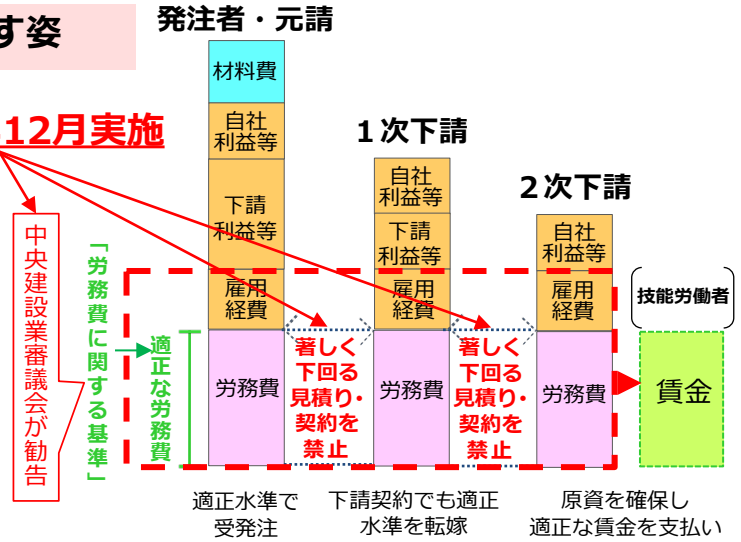
現状

建設工事請負契約に係る特有の課題



目指す姿

令和７年12月実施



労務費に関する基準の基本的考え方

国土交通省

➢ 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

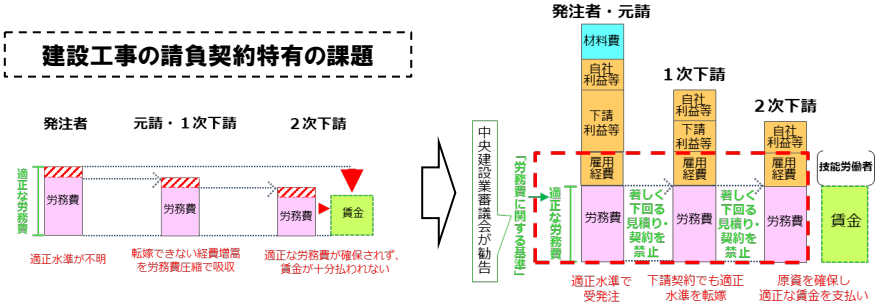
・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、**「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」（＝適正な労務費）の相場観**として作成。

・個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時**（公共工事であれば入札時）**に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要**。

・本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

・技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。

・この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、**「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。
（高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。）

通常必要と認められる労務費
＝適正な労務費

＝ 設計労務単価 × 労働時間
＝ 設計労務単価 × 歩掛 × 数量

○**労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しない**こと、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。

○**個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

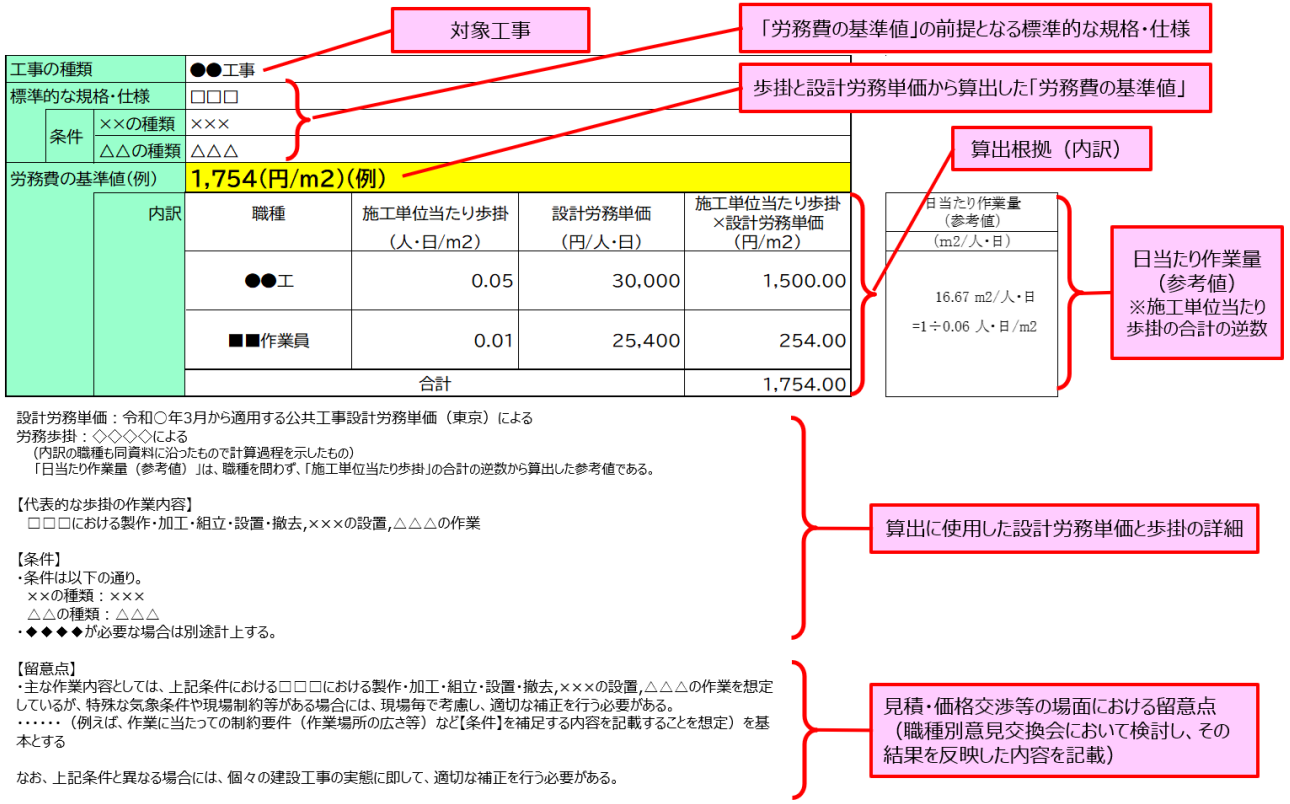
国土交通省

- 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表**。
- 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
- 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もる**こと、また、**注文者がそれを尊重する**ことが必要。

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン



工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
	条件 ××の種類	×××			
	条件 △△の種類	△△△			
労務費の基準値(例)		1,754(円/m2)(例)			
	内訳 職種	施工単位当たり歩掛（人・日/m2）	設計労務単価（円/人・日）	施工単位当たり歩掛×設計労務単価（円/m2）	日当たり作業量（参考値）（m2/人・日）
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	16.67 m2/人・日 =1÷0.06 人・日/m2
	■■作業員	0.01	25,400	254.00	
	合計			1,754.00	

設計労務単価：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
労務歩掛：◇◇◇◇による
（内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業

【条件】
・条件は以下の通り。
××の種類：×××
△△の種類：△△△
・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事（建築）	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容：建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番 条件：RCラーメン構造、階高3.5～4.0m程度、形状単純　等
型枠工事（建築）	5,291円/m²	代表的な歩掛の作業内容：建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し 条件：普通合板型枠、ラーメン構造・地上軸部、階高3.5～4.0m程度　等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体の作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、22職種分野133工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中19業種に対応）

労務費の基準値の公表状況について

国土交通省

- 令和6年11月以降、これまでに**計25の職種別意見交換会を実施**。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- **令和8年3月までに、22職種分野133工種（作業）について、「労務費の基準値」を公表**。（建設業許可業種全29業種中19業種の何らかの作業に対応）
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順
※2引き続き調整中の基準値を含む

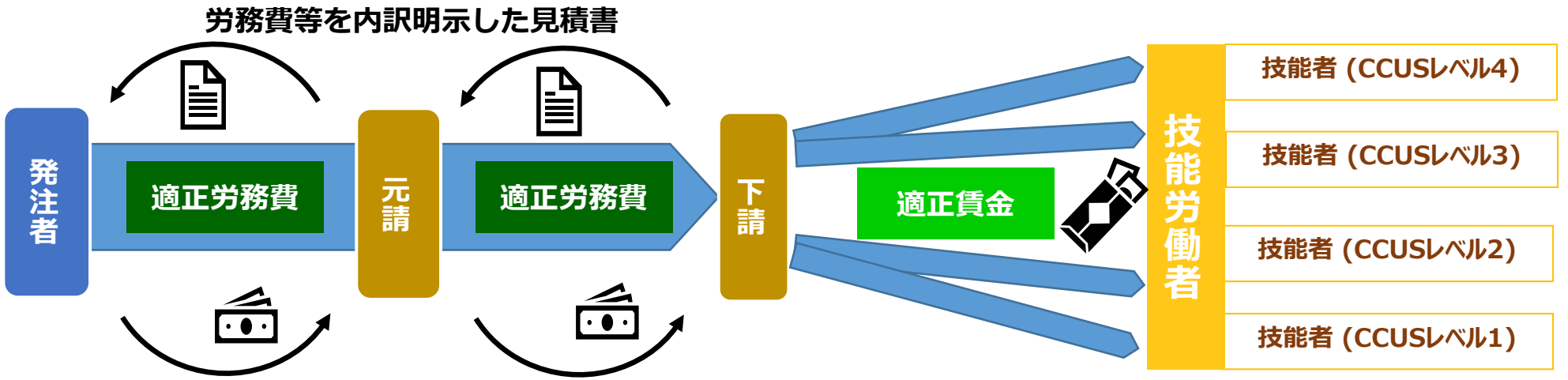
凡例 ○：公表済み（R8年3月時点）

（全職種共通）		建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、日本建設業連合会
型枠	○	日本型枠工事業協会
鉄筋	○	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会
住宅分野	○	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会
左官	○	日本左官業組合連合会
電工	○	全日本電気工事業工業組合連合会、日本電設工業協会
計装	○	日本計装工業会
塗装	○	日本塗装工業会
内装	○	全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、日本建設インテリア事業協同組合連合会、日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会
空調衛生	○	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、日本空調衛生工事業協会、日本配管工事業団体連合会、日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会
とび・土工	○	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会
板金・屋根ふき	○	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、日本建築板金協会
解体	○	全国解体工事業団体連合会
鉄骨		鉄骨建設業協会
トンネル		日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
防水	○	全国防水工事業協会
潜かん	○	日本圧気技術協会
さく岩	○	日本発破・破砕協会
切断穿孔	○	ダイヤモンド工事業協同組合
タイル・サッシ・ガラス※2	○	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
エクステリア	○	日本エクステリア建設業協会
橋梁	○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、プレストレスト・コンクリート建設業協会、プレストレスト・コンクリート工事業協会
警備	○	全国警備業協会
造園	○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
上下水道	○	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
土間		日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

労務費に関する基準を軸とした適正賃金支払いの実現

国土交通省

○ 「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



労務費等を内訳明示した見積の商慣行化

国・団体による様式例の提供等を通じ見積書における労務費等の内訳明示の商慣行化

技能者を大切にする企業の自主宣言制度

適切に技能者を処遇する優良事業者を見える化・優先選定する仕組みを導入

コミットメント制度の導入

請負契約の注文者が、受注者の適正な労務費・賃金支払いを確認する仕組みを導入

CCUSレベル別年収の支払い

技能者の技能・経験に応じた設計労務単価水準の賃金としてCCUSレベル別年収を推進

「労務費に関する基準」の運用方針について

国土交通省

○ 労務費に関する基準の勧告とあわせ、国土交通省において、本基準に基づく価格交渉時の留意点等の詳細を整理した「『労務費に関する基準』の運用方針」を提示。
○ 本基準において位置づけられた適正な労務費が請負契約において適切に確保されるよう、労務費等を内訳明示した見積書の提出・尊重等の、「基準」「運用方針」等に沿った新たな商習慣の定着を図る。

運用方針の構成

○「労務費に関する基準」に基づく取引について、計71の運用方針を提示

① **基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針１～１５）**
- ・・・「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて
- ・・・精算を行うことに係る考え方について　等

② **受注者の対応（方針１６～２４）**
- ・・・受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて　等

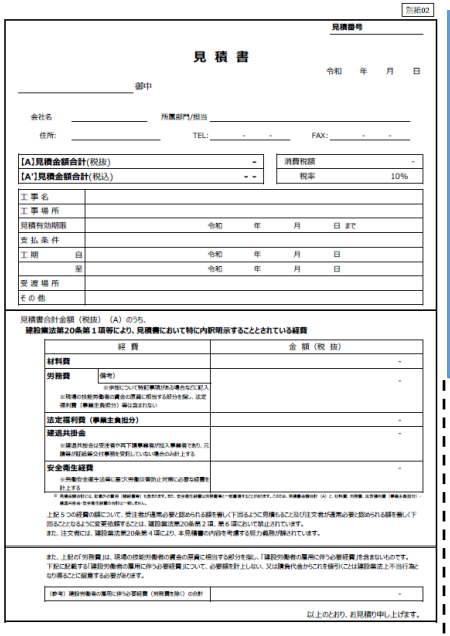
③ **注文者の対応（方針２５～３５）**
- ・・・注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について　等

④ **発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針３６～５６）**
- ・・・民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
- ・・・発注者は見積期間をどのように確保すべきか
- ・・・元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等

⑤ **コミットメント制度における取扱い（方針５７～７１）**
- ・・・コミットメント制度のメリットについて　等

○専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の様式例（詳細版・簡易版）及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示

⇒見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業団体においてアレンジして活用可能


別紙02

見積番号

見 積 書

令和　年　月　日

御中

会社名　　所属部門/担当

住所:　　TEL:　-　-　FAX:　-　-

[A]見積金額合計(税抜)	-	消費税額	-
[A']見積金額合計(税込)	- -	税率	10%

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和　年　月　日まで
支払条件	
工期　自	令和　年　月　日
至	令和　年　月　日
受渡場所	
その他	

見積書合計金額（税抜）（A）のうち、
建設業法第20条第１項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費		金額（税抜）
材料費		-
労務費	(値引)	-
法定福利費（事業主負担分）		-
建退共掛金		-
安全衛生経費		-

上記５つの経費の額について、受注者が建設業法の要求される額を以下のように見積もることが以下の文言が適用必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第２項、第６項において禁止されています。
また、注文者には、建設業法第20条第４項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の作業所長の責務に相当する部分を除く、「建設作業者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。
下記に記載する「建設作業者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを控除にとは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

（参考）建設作業者の雇用に伴う必要経費（労務費除く）の計　-

以上のとおり、お見積り申し上げます。


別紙03

【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例
徹底 書き方ガイド

↓運用方針はコチラのページから↓

「労務費に関する基準ポータルサイト」

「建設工事の見積書様式例　徹底 書き方ガイド（運用編）」について

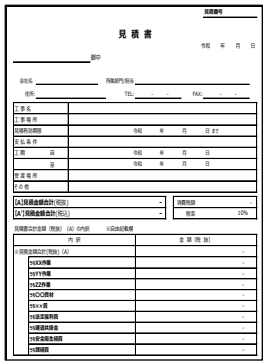
国土交通省

- 労務費等を内訳明示した見積書の作成・交渉シミュレーションをする**モデル事業**を実施
- これにより把握された課題について、**対応策をＱＡ形式で「書き方ガイド（運用編）」**としてとりまとめ
- 同様の課題に直面した際に、**事業者を補助する資料**として活用を想定

モデル事業（R7.10~12）： 事業者において、専門工事業団体等が作成した**新様式にて見積書を作成**し、請負上位者との**交渉のシミュレーション**を実施



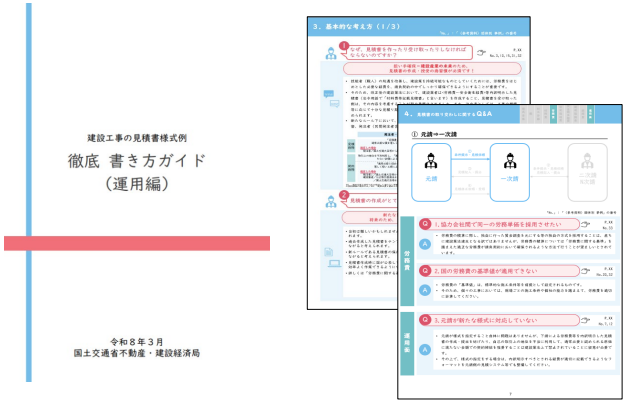
見積書作成・交渉



労務費等を内訳明示した見積書に係る課題・疑問が発生



「書き方ガイド（運用編）」の参照





労務費等を内訳明示した見積書の作成・価格交渉の円滑化

新たな商習慣の定着

建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

国土交通省

■ 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた３か年計画」（R6.7）において、**改正建設業法に基づく取組とCCUS を活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。

■ この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。



■ 参加の流れ

1.立場選択：①元請事業者、②下請事業者、③発注者
2.項目検討：必須項目、任意項目について対応検討
3.申請　　：１．２．を以て国交省に申請
4.公表　　：国交省HPに掲載

■ 効果

宣言企業は、
- 国交省HPで公開される
- シンボルマークの使用が可能となる
- 経営事項審査における加点等のインセンティブ

✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

		元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保･賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと　等		元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮･尊重すること
必須	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備･促進に取り組むこと　等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
必須	宣言企業との取引優先	**取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。**		
任意	その他	例）･事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ･外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと　等		

■ 宣言状況（2026年7月末現在）　計：5,392社

経営事項審査の改正について

国土交通省

令和8年7月1日以降の申請で適用

■ 『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」（新設）

■ 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況を評価することとした。

■ あわせて、「W1-10　建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

・審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

・自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無		－	5点（新設）

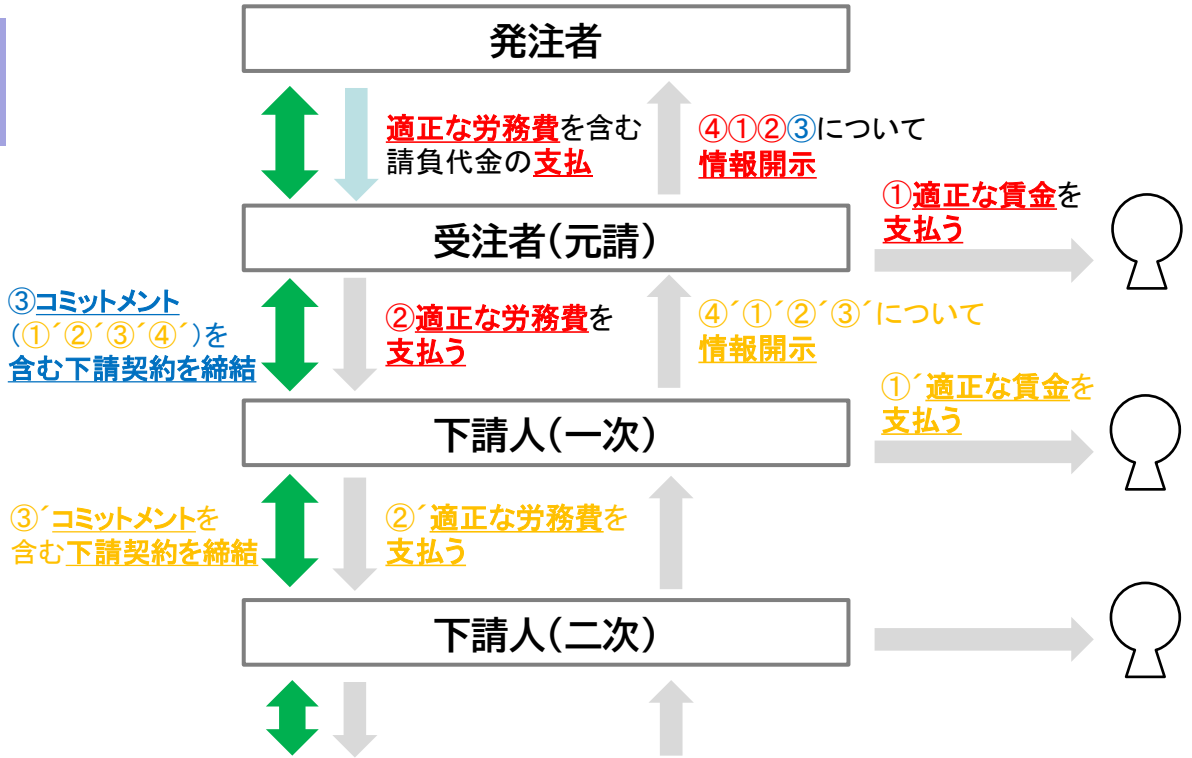
コミットメント条項について

- 「労務費に関する基準」に基づき、個々の取引において適正な労務費が支払われ、技能者を雇用する事業者まで行き渡ることが重要
- 行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

契約に盛り込む事項
（受注者がコミットメントする（約束する）内容）

①適正な賃金を雇用する技能者に支払う
②適正な労務費を下請事業者に支払う
③下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する　※（A）導入の場合
④①②③について、注文者の求めに対して、関係書類（注）を提出する（情報開示する）

注：①については誓約書、
②及び③については契約書の写し等



・全ての標準約款（公共・民間（甲・乙）・下請）に、「選択条項」として追加（契約当事者の任意で導入）
・コミットメント条項を導入する場合、以下の（A）（B）のパターンから選択
（A）①②に加え、③を約する（下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する）
（B）①②のみを約する　（下請契約においては個別に導入を判断する）
・労務費の行き渡り確保の観点からは（A）を基本としつつ、（B）も選択可能とすることで、できるところからの活用を推奨

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

国土交通省

◎建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）	レベル2（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）	レベル3（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）	レベル4（単位：万円）（標準値 ～ 目標値）
全国	395 ~ 535以上	444 ~ 599以上	472 ~ 664以上	572 ~ 754以上
北海道	363 ~ 492以上	408 ~ 551以上	434 ~ 611以上	526 ~ 694以上
東北	417 ~ 565以上	469 ~ 632以上	498 ~ 701以上	604 ~ 797以上
関東	418 ~ 567以上	470 ~ 635以上	500 ~ 704以上	606 ~ 800以上
北陸	407 ~ 552以上	458 ~ 618以上	487 ~ 686以上	590 ~ 779以上
中部	416 ~ 565以上	468 ~ 632以上	498 ~ 701以上	603 ~ 796以上
近畿	386 ~ 524以上	435 ~ 587以上	462 ~ 651以上	560 ~ 739以上
中国	337 ~ 457以上	379 ~ 512以上	403 ~ 568以上	489 ~ 645以上
四国	362 ~ 491以上	408 ~ 550以上	433 ~ 610以上	525 ~ 693以上
九州・沖縄	383 ~ 519以上	431 ~ 581以上	458 ~ 644以上	555 ~ 732以上
参考①特殊作業員	416 ~ 563以上	468 ~ 631以上	490 ~ 692以上	603 ~ 792以上
参考②普通作業員	350 ~ 473以上	393 ~ 530以上	412 ~ 581以上	506 ~ 665以上

＜算出条件＞
・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

「労務費に関する基準」に関連した建設業法令遵守の対応

国土交通省

改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、元請下請間および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ 受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

不適正な取引行為類型

① 単価を見直さない据え置き
② 一律一定比率等の減額
③ 予算額を前提とした指値
④ 相見積等を基にした指値
⑤ 取引関係維持等を意図した減額
⑥ 工事条件を考慮しない価格設定

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違反情報の提供を行いやすい環境を整えた。





建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携（取引Gメンとの情報連携）

中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10 社以上の中小受託事業者から主要な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したもの。

厚生労働省との連携

建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会などの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

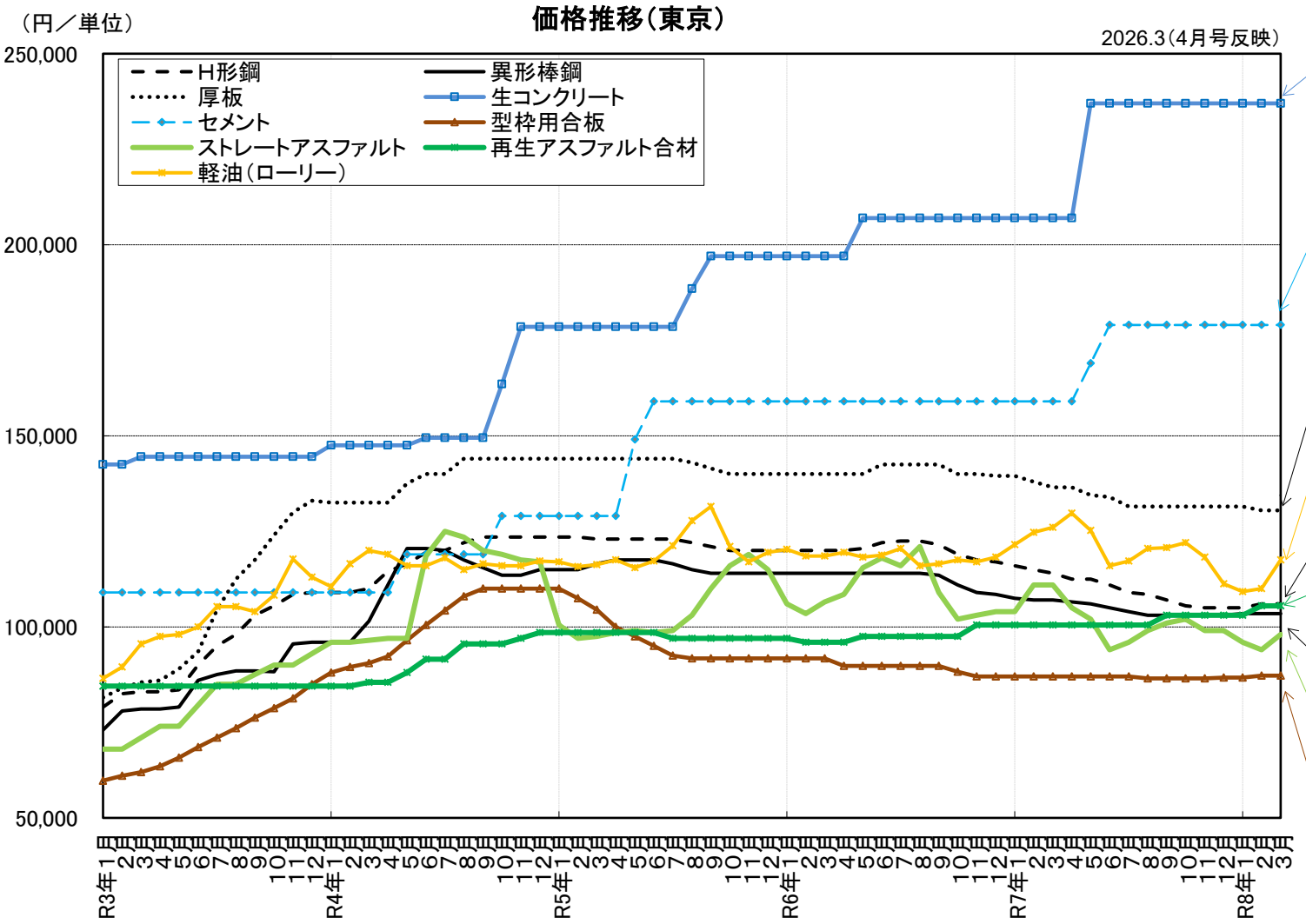
3．第三次担い手3法の概要

（２）価格高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

主要建設資材の価格推移

国土交通省

○ 2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
○ 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
○ 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート（円／10㎥）
2026年3月 ¥237,000（+14.5%）
（2025年3月 ¥207,000）

セメント（円／10t）
2026年3月 ¥179,000（+12.6%）
（2025年3月 ¥159,000）

厚板（円／t）
2026年3月 ¥130,500（−4.4%）
（2025年3月 ¥136,500）

軽油（円／kl）
2026年3月 ¥117,500（−6.7%）
（2025年3月 ¥126,000）

H形鋼（円／t）
2026年3月 ¥106,000（−7.0%）
（2025年3月 ¥114,000）

再生アスファルト合材（円／10t）
2026年3月 ¥105,500（+5.0%）
（2025年3月 ¥100,500）

異形棒鋼（円／t）
2026年3月 ¥103,500（−3.3%）
（2025年3月 ¥107,000）

ストレートアスファルト（円／t）
2026年3月 ¥98,000（−11.7%）
（2025年3月 ¥111,000）

型枠用合板（円／50枚）
2026年3月 ¥87,250（+0.3%）
（2025年3月 ¥87,000）

括弧内は前年同月比

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
出典：「建設物価」（一般財団法人 建設物価調査会）、「積算資料」（一般財団法人 経済調査会）を基に国土交通省で作成

建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組

国土交通省

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、
受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

○**直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用**

○**次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。**

【主な取組】

- 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。 国 県 市
 →都道府県による資材単価の設定状況を見える化。
 ※**都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）**のほか
 会議の場を通じた**直接の働きかけ**を実施
 （都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））
- スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請)。 国 県 市 民 建
- 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。 国 県 市 民 建

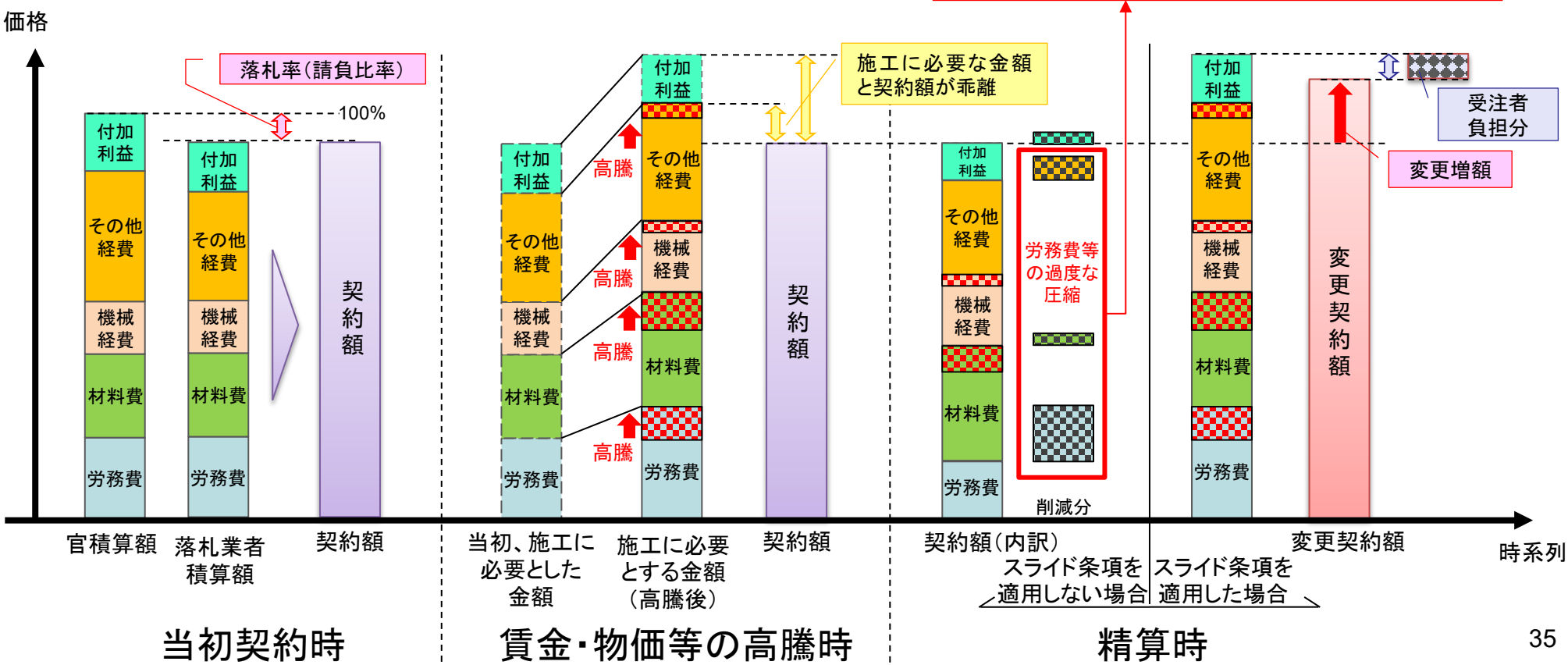
働きかけの対象　国…国・特殊法人等　県…都道府県　市：市区町村　民：民間発注者　建：建設業団体

スライド条項とは（公共工事標準請負契約約款第26条）

国土交通省

○スライド条項とは、工事の請負契約書における、賃金や物価の変動により当初契約時の請負代金額が不適当となった場合の請負代金額の変更に関する条項のこと
○建設工事における請負契約関係の片務性を是正することを目的に、公共工事標準請負契約約款や国土交通省直轄工事に使用される工事請負契約書では第26条に規定されている。

●価格変動が通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
●価格変動が通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は片務的で不適切
→スライド条項を適用せずに、受注者のみに過度な負担を求めると、下請へのしわ寄せや粗雑工事等に繋がる懸念



建設工事標準請負契約約款における請負代金額変更の規定（スライド条項）

国土交通省

◎公共工事標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

［注］〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

［注］〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎民間建設工事標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

第31条　発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一　工事の追加又は変更があったとき。

二　工期の変更があったとき。

三　第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四　支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五　契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六　長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

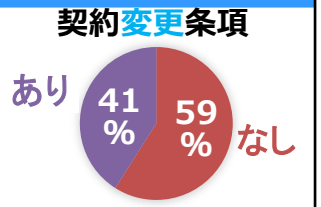
七　中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

建設業法改正事項（価格転嫁関係）

国土交通省

契約前のルール

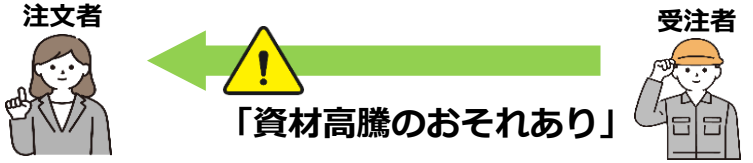
○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化



（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

契約書（イメージ）
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



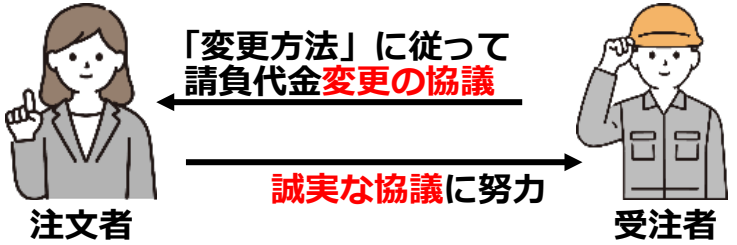
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

※おそれ情報が通知されていなかった場合　：おそれ情報が通知されていなかったことのみをもって注文者が契約変更協議を拒む理由にはならず、誠実に変更協議に応じることが求められることを法令遵守ガイドラインにおいて示している。

価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細

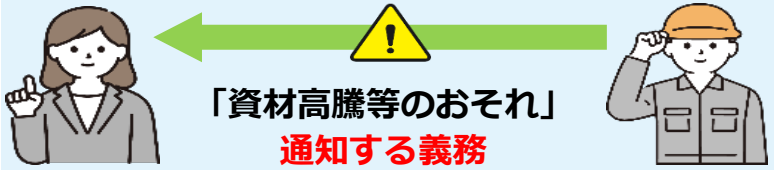
国土交通省

令和６年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン　*発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

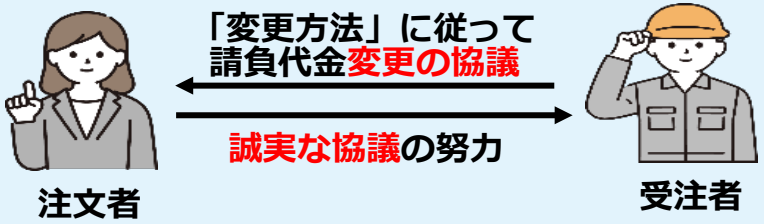
【契約前】

契約書（イメージ）
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



なお、事前通知がなかったことのみでは、協議を拒む理由にはならない
⇒契約上の「変更方法」に基づき適切に協議

請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として**認められない**

おそれ情報の通知（受注者）

契約前に、**資材高騰等のリスクを**注文者・受注者の**双方**が**共有**
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、
- **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生の自然的事象に起因する事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- **書面**又はメール等の**電磁的方法**により、**見積書交付等**のタイミングで通知

誠実協議（注文者）

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、変更可否について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】
- 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- 受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

3．第三次担い手3法の概要

（３）働き方改革と生産性向上

建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）　（参考）

〇労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
〇違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
〇大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
　⇒**建設業は令和6年4月から適用**

	「労働基準法」（平成30年6月改正） 罰則：使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	法定労働時間（1日8時間・1週間40時間まで） 36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能 ※ 災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能（労基法33条）
36協定の限度	【時間外労働の上限規制】 原則：①月45時間 かつ ②年360時間（月平均30時間） 例外：臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも 上回ることのできない上限を設定 ・年 720時間（＝月平均60時間） →年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内（休日労働を含む） b. 単月 100時間未満（休日労働を含む） c. 原則（月 45時間）を上回る月は年6回を上限 建設業においては、災害の復旧・復興の事業には、a及びbは適用されません。（労基法１３９条）

建設業法の改正事項 （働き方改革・生産性向上関係　令和６年１２月施行）

国土交通省

（１）働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**

（現行）注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位　休日出勤　59%
2位　作業員の増員　58%
3位　早出や残業　40%

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和5年度）

➡ **違反した建設業者には、指導・監督**

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

（注）不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項（現行）

契約後

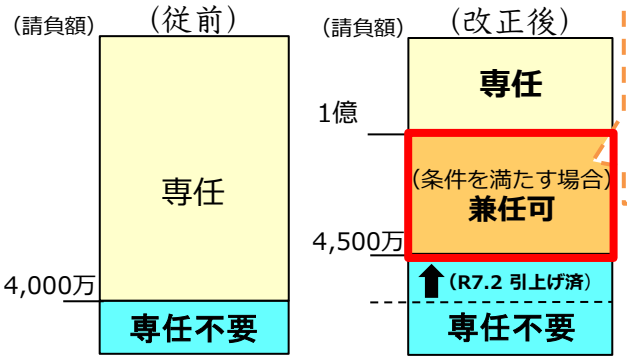
○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に工期の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

（２）生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

【主な条件】
- 兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- 兼任する現場数は一定以下

＜例＞遠隔施工管理



（注）請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

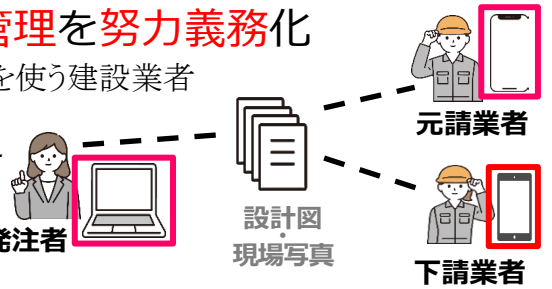
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

＜例＞ 元下間のデータ共有



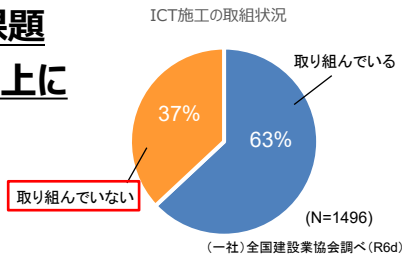
○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
（ICT活用で確認できれば提出は不要に）

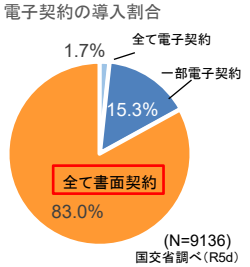
情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（ICT指針）

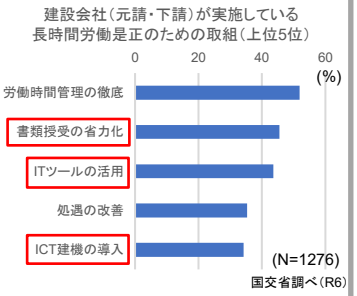
国土交通省

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状







第三次・担い手3法

①ICT活用による現場管理を努力義務化（特定建設業者・公共工事受注者）
②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化（元請）
③ICTを活用した現場管理の指針作成（国）　④公共工事でのＩＣＴ活用に向けての助言・指導等（公共工事発注者）

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

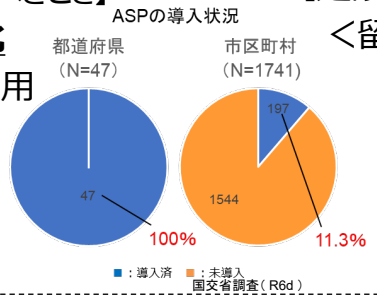
〈主なポイント〉

- ○ **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- ○ **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- ○ 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- ○ 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- ○ 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- ○ **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化**を推進し、**省力化による生産性向上・建設業の魅力向上**を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、**建設業者が留意すべきポイントと事例**】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上


ウェアラブルカメラ

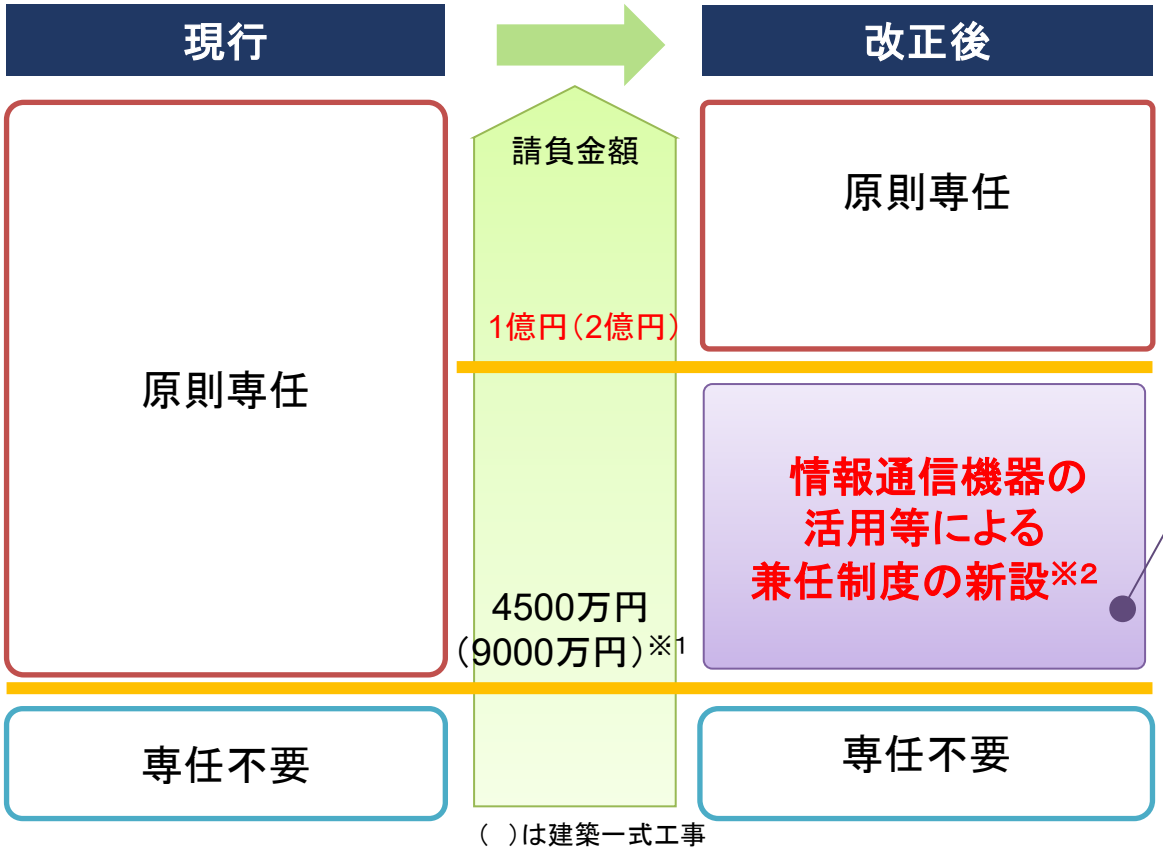

3Dレーザースキャナー

ICT事例集(※)⇒

（※）情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（ICT指針）に関する事例集
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851357.pdf

現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（専任現場の兼任）

○建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
○今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）



※1：近年の建設工事費の高騰に伴い、金額の引き上げ済（令和7年2月1日施行）
※2：主任技術者・監理技術者に適用可能
補足：上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（主任技術者は適用不可）。この制度は改正後も引き続き活用可能。

【兼任の要件】

○請負金額（政令）
1億円（建築一式工事の場合は 2億円）未満

○兼任現場数（政令）
2以下

○工事現場間の距離（省令）
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数（省令）
3次まで

○連絡員の配置（省令）
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

4. 建設Gメン

令和7年度 近畿地方整備局 建設業法令遵守推進本部の活動結果

国土交通省

1. 端緒情報の把握

- 駆け込みホットライン
- 建設Gメン調査　等

令和6年度	令和7年度
313件	343件

2. 事実関係の確認・調査

- 報告徴収、立入検査
- 建設Gメン調査

令和6年度	令和7年度
169業者	175業者

3. 監督処分・指導・助言等

- 建設業法に基づく監督処分・行政指導
- 建設Gメン調査に基づく指導・助言

令和6年度	令和7年度
83件	149件

指導・監督の流れ

4. 建設業法令遵守に関する講習会

令和6年度	令和7年度
34回	31回

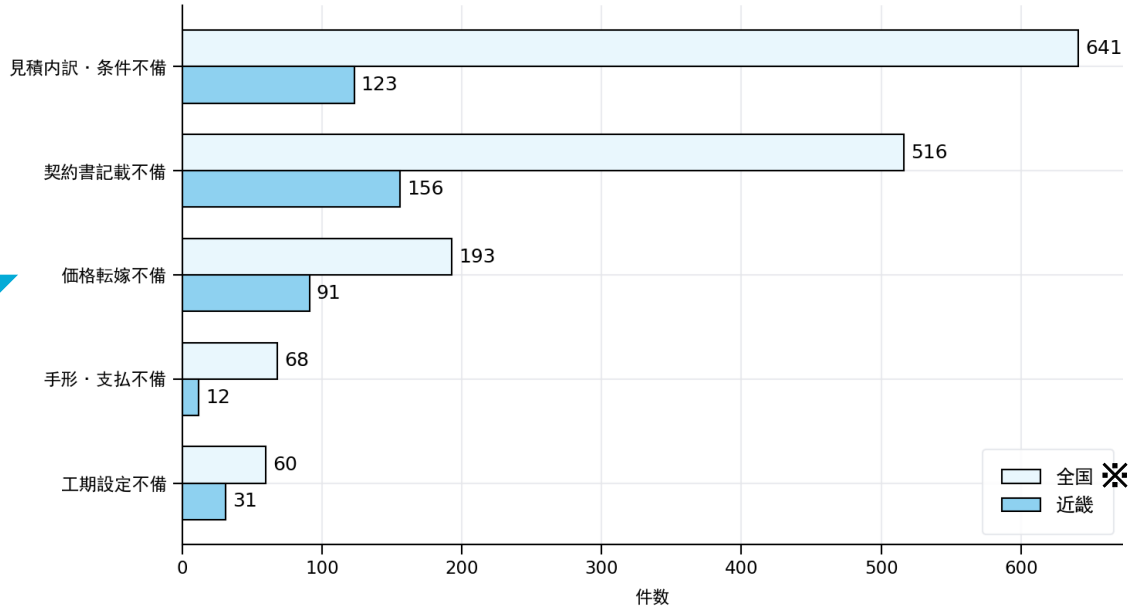
5. 監督処分・文書勧告の実施

- 令和7年度の主な事案
 （独占禁止法違反、労働基準法違反、技術者不設置、無許可業者との契約　等）

	令和6年度	令和7年度
許可取消し	0業者	0業者
営業停止	9業者	5業者
指示	9業者	1業者
勧告	1業者	4業者



6. 技能者の処遇改善に関する指導の内訳



※　全国とは8地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局を合計した数字

国土交通省

近畿地方整備局 建設業法令遵守推進本部

※「建設業法令遵守推進本部」とは、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、平成19年に全国各地方整備局に設置されたもの。

①法令違反疑義情報の収集



駆け込みホットライン等の相談窓口において、建設業法違反の疑義情報を収集

②報告徴収及び立入検査



法令違反の疑義のある事業者に対して、報告徴収や立入検査を機動的に実施

③関係機関との連携



都道府県の建設業許可部局、厚生労働省、公正取引委員会等と連携した取り組みを推進

建設Gメン

※「建設Gメン」とは、推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、建設業の担い手の処遇改善や働き方改革を推進することを最重要目的として、請負契約に関する調査及び指導等を中心に行う国土交通省職員

【主な取組】

- 適正な**労務費の確保**



- 適法な**契約書の締結**



- **適正な工期**の設定



- 適切な**価格転嫁**



法令遵守の推進・担い手確保の実効性確保

改正法の実効性確保（建設Gメンによる監視体制の強化）

国土交通省

◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第４０条の４の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。

※建設Gメンの体制強化：令和５年度７２名 → 令和６年度１３５名

違反情報の収集

○下請取引等実態調査
建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施
令和６年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握

○駆け込みホットライン
各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する





主な調査項目

○ 請負代金（労務費関係）
- 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不当に低くなっていないか
- 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- 労務費が標準労務費に照らして妥当か　など

○ 工期／下請代金
- 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
- 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
- 下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」となっていないか　※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

5. 建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステムの概要

国土交通省

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、 技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

人材確保

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて 、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の登録

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入　等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に
カードタッチで履歴を蓄積



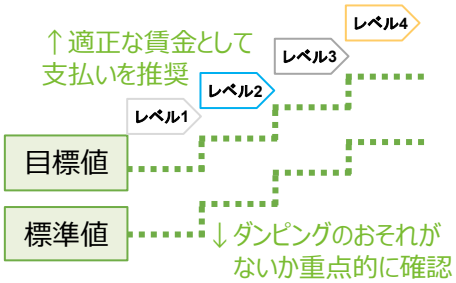
能力評価の実施

経験や資格に応じた
能力評価



経験・技能に応じた処遇

能力評価に応じた
適正な賃金支払い
（CCUSのレベルに応じた年収の
水準をブロック別、職種別に公表）



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

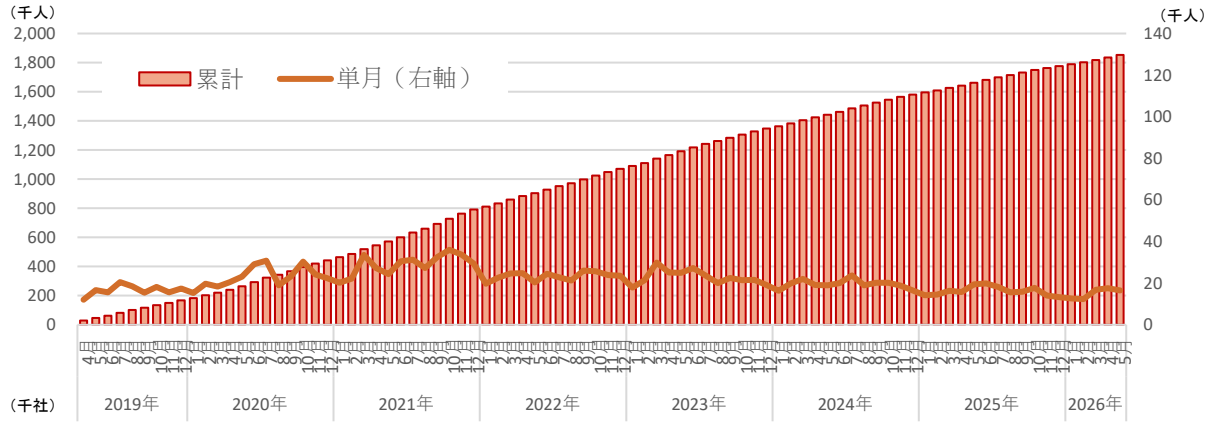
建設キャリアアップシステムの利用状況（2026年5月末）

国土交通省

技能者の登録数

185万人が登録

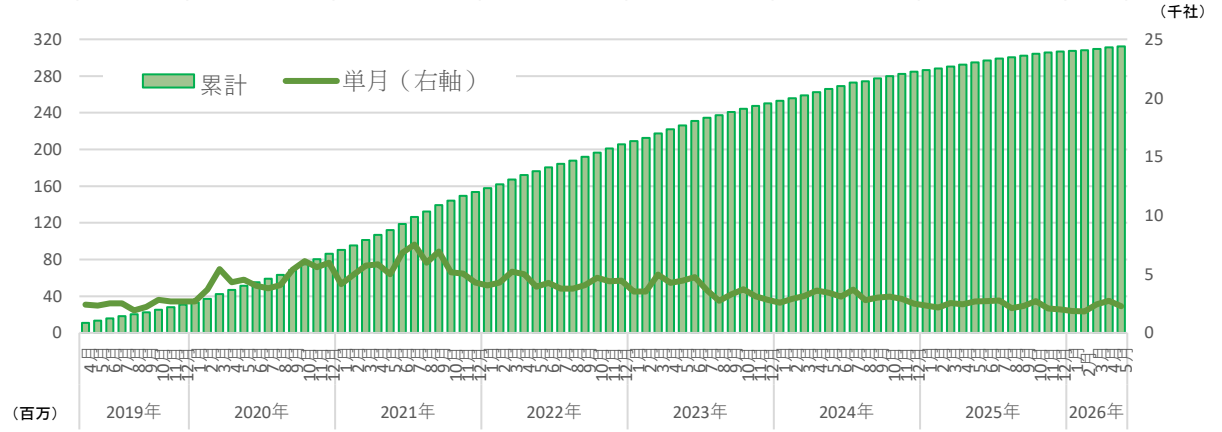
※労働力調査（R7）における建設業技能者数：296万人



事業者の登録数

31.2万社が登録

※うち一人親方は10.9万社

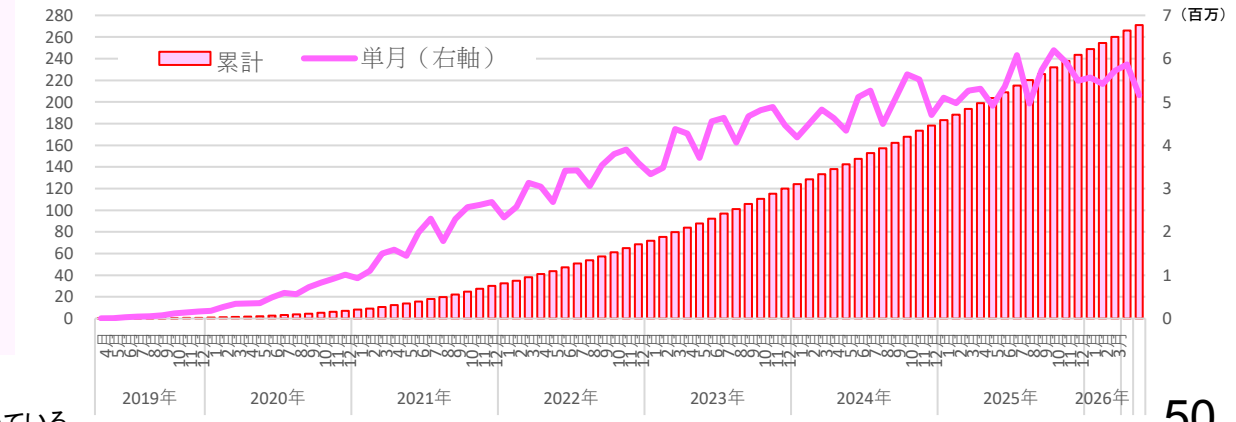


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数　27,000万突破

※5月は510万履歴を蓄積



出所：建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

CCUS 利用拡大に向けた３か年計画（概要）

○　これまでの５年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
○　今後３年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「３か年計画」の位置づけ

CCUSの土台となる
技能者・事業者登録の拡大
【登録拡大フェーズ】

→

改正建設業法と一体となった、
処遇改善・業務効率化の拡大
【メリット拡大フェーズ】

→

処遇確保や業務効率化の
浸透・定着
【定着発展フェーズ】

１．経験・技能に応じた処遇改善

○「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大　等

２．CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

○CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
○建退共の申請事務の抜本的な効率化　等

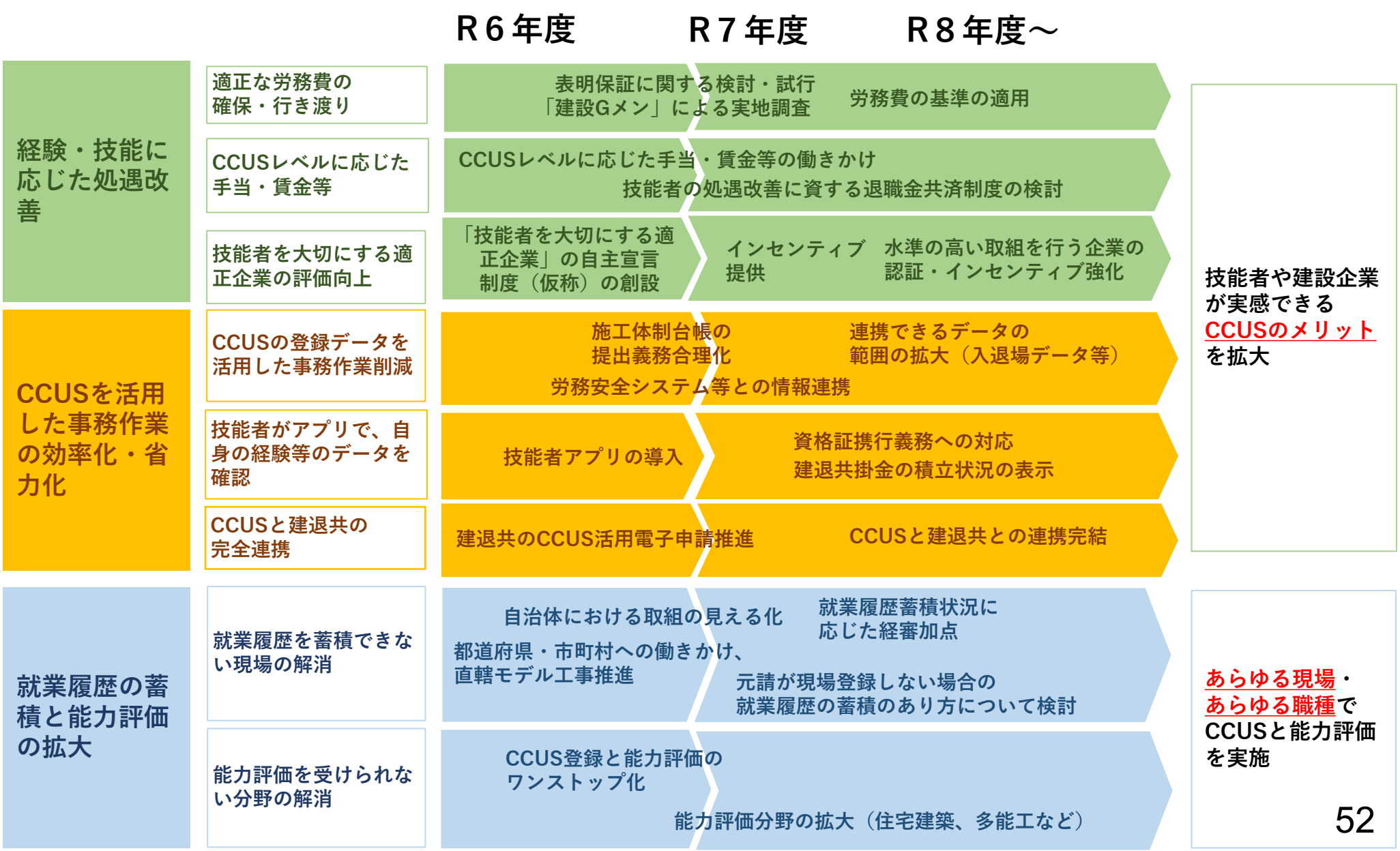
３．就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

○技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
○能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化　等

計画の実施状況を少なくとも年１回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・**あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

CCUS 利用拡大に向けた３か年計画（ロードマップ）



建設キャリアアップシステムのメリット

国土交通省

1. 技能者のメリット

①CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、**賃金水準の相場感の形成**、引き上げ/ダンピング受注防止

②現場や勤務先が変わっても、**自らの能力を客観的に証明可能に**

③**カードリーダータッチ**で日々３２０円の**建退共掛金を積み立て（元請が一括して掛金支払い）**

2. 下請業者側から見たメリット

①自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、**取引先からの信頼が得やすくなる**（＝**企業の実力の見える化**）

②技能者の能力評価と連動した専門工事企業の**施工能力等の見える化（4段階評価）**

③**出面管理**のIT化、**賃金や代金支払いの根拠**が明確に



3. 元請や上位下請から見たメリット

①初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(＊)**の確認**ができ、**施工の安心感**につながる

＊**社会保険加入状況**や**安全衛生資格保有の有無**、一人親方の**労災特別加入状況**

②PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの**現場管理の効率化**

③施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の**作業の簡素化、ペーパーレス化**

④増える**外国人労働者の資格等の確認が容易**に

建設業界全体としては、CCUSが普及することで・・・・

〇若い世代への建設業のイメージアップ

〇施主に対する価格交渉力アップ（エビデンスに基づく請求が可能）

〇真に実力がある企業が選ばれる透明性の高い建設市場への変革

建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

国土交通省

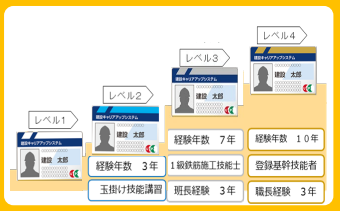
■ CCUSを取り巻く環境は、１． 第３次・担い手三法の施行、２． 育成就労制度の導入、３． 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。

■ CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム（CCUS）







１．第３次・担い手三法の施行

○ 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

○「目標値」と「標準値」の２つの水準の値を設定
○「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
○「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

○ **CCUS活用**が必須項目の１つ
○ 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
○ 自主宣言を行うことで経審において加点



２．育成就労制度の導入

○ 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
○ 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
○ 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

３．建退共制度の見直し

○ 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
○ 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建退共

就業履歴蓄積環境の整備支援

国土交通省

カードリーダー設置等に要する費用の軽減

◎ **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積**できる実験的取組を**2023年より開始**

◎ **iPhone**のカード読取機能を活用した就業履歴の蓄積**（2024年1月～）**





◎ CCUS新規登録事業者にカードリーダーの無償貸与を実施　（建設業振興基金にて継続）

◎ カードリーダー未設置現場に対するメール相談窓口を建設業振興基金に開設
（相談に基づき、元請への**サポートの実施**、カードリーダーの**無償貸与**）

システム登録・現場利用のサポート

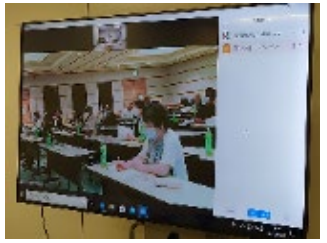
◎CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる**CCUS認定アドバイザー**を全国337名認定。電話対応可能なアドバイザーも設置。
※建設業振興基金のHPの「サポートマップ」で検索可能

◎CCUSの登録に関する知識を習得し、代行申請が可能な**CCUS登録行政書士**を全国1,138名認定

◎オンライン申請に加えて、全国236か所の**認定登録機関**の窓口で、**書面による申請**について、事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで実施
※建設業振興基金のHPの「サポートマップ」で検索可能

◎**YouTubeのCCUSチャンネル**で、CCUS概要説明や、現場運用に関する情報をはじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信

◎Zoomを活用したオンラインの**「サテライト説明会」**を開催
※建設業振興基金のHPからフォームをダウンロードして申込みが可能



CCUSの就業履歴の蓄積について

国土交通省

○ CCUSの就業履歴の蓄積については、高価なカードリーダーの設置が障壁となっていた。
○ そのため、1. カードリーダー設置の支援、2. カードリーダー以外の手法の拡大を図ることにより、就業履歴を蓄積できる環境の整備を促進してきたところ。

1. カードリーダー設置の支援

＜①安価なカードリーダーの普及＞

・従来のカードリーダーと比べて、1/3～1/10程度の金額のカードリーダーを導入。
【令和5年8月～】

従来のカードリーダー	安価なカードリーダー
	
1万円～3万円程度	3,000円程度～

＜②カードリーダーの無償貸与＞

・建設業振興基金から元請事業者に対し、カードリーダーを1台無償貸与（モニター後のカードリーダー返却不要。新規に事業者登録をする事業者が対象）。
【令和4年12月～令和8年9月（予定）】



※ 厚生労働省によるカードリーダー設置の助成金は、令和7年度から発展的に解消。

2. カードリーダー以外の手法の拡大

＜①iPhoneでの読み取り＞

・CCUSカードを、iPhoneで読み取り可能になるよう、管理者向けアプリ（「建レコ」）を改修。
【令和6年1月～】



＜②電話認証・顔認証＞

・携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積可能とするシステムを導入。
【令和3年10月～】
※令和5年10月～令和8年3月は、初期費用を無料にするキャンペーン実施。



必要最小限の機能にしぼったライトプランを新設
【令和8年4月～】

＜③QRコードの読み取り＞

・CCUS登録技能者向けアプリ「建キャリ」で表示したQRコードを読み込ませることで、履歴蓄積可能とする（CCUSカードも不要。）
【令和7年8月～】

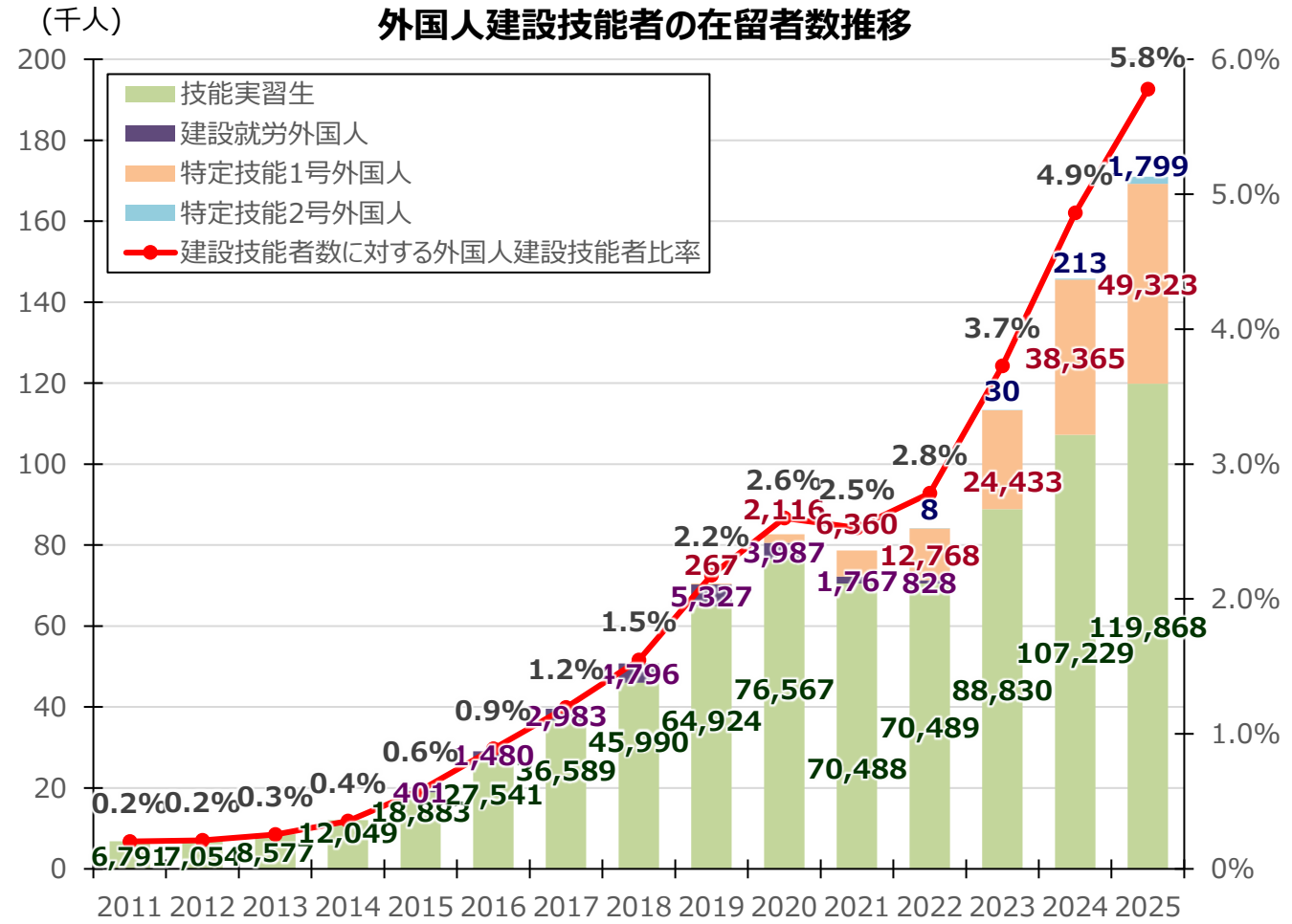


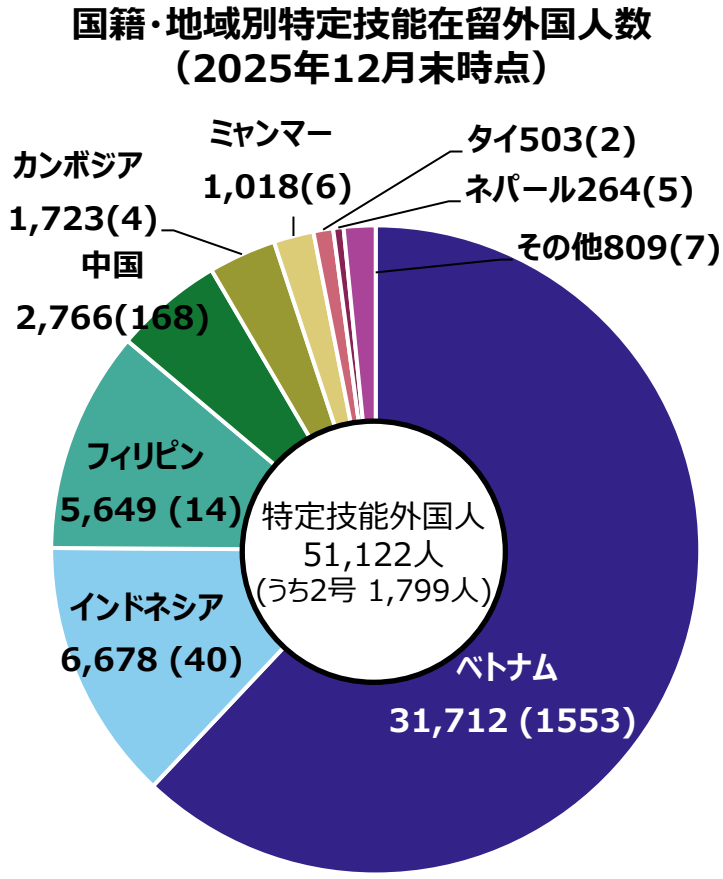
6. 特定技能外国人

外国人建設技能者の現状

国土交通省

○ 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は約17万人で、全建設技能者数の約６％
○ 在留資格別では技能実習が最多(2025年：約12万人)（ただし、技能実習制度は人材育成により国際貢献を行うことを目的とした制度）
○ 特定技能2号外国人は現在１,799人が在留（2025年12月末時点）





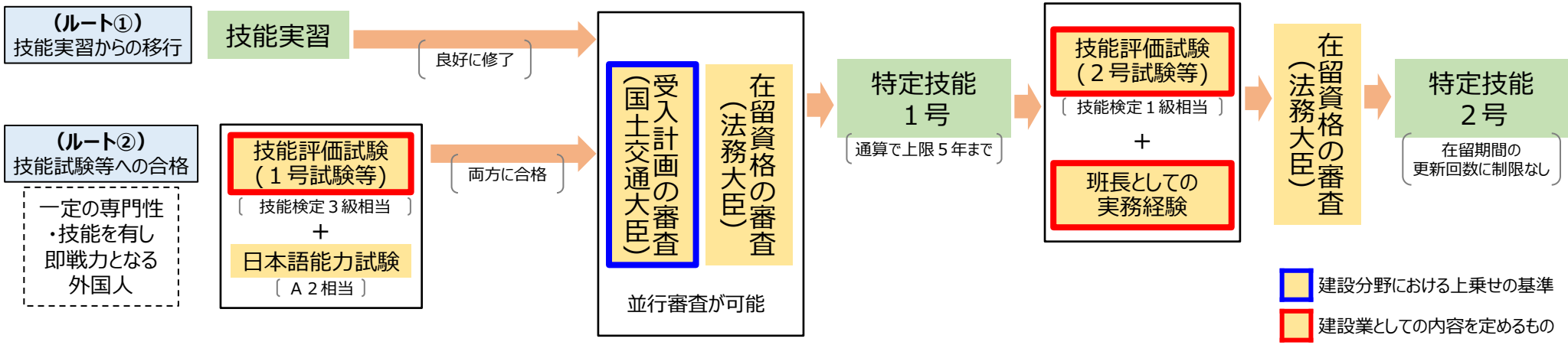
※ 出所　以下公表値を基に国土交通省で作成（外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数）
・全建設技能者数　　：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成
・特定技能外国人数　：入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」（在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点）
・技能実習生数　　：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）
・外国人建設就労者数：国土交通省による集計（各年度末時点、2015年度から2022年度まで）

建設分野における特定技能制度の概要

国土交通省

○ 建設分野における特定技能制度では、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえた上乗せの基準として、国土交通大臣が定める告示(※１)において、受入企業の基準を設定しており、１号特定技能外国人の雇用に際しては、国土交通大臣による建設特定技能受入計画の認定を受けることを求めています。

○ 建設分野における「特定技能」の在留資格の取得及び就労の開始に必要な手続き



○ 建設分野における受入企業の基準及び受入計画の認定要件【告示第２条、第３条】

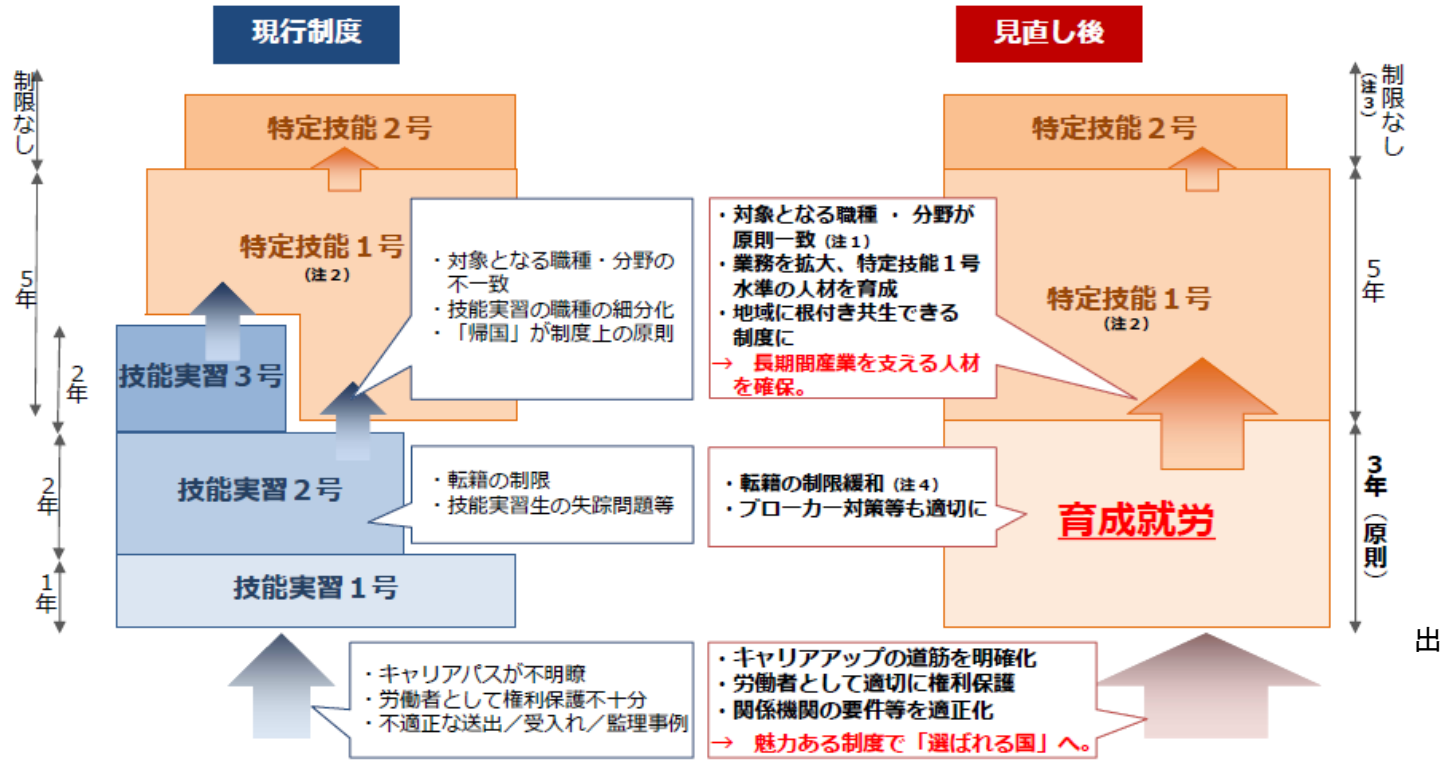
① 建設業法第３条第１項の許可を受けていること
② 受入企業及び１号特定技能外国人を建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録していること
③ 特定技能外国人受入事業実施法人(※２)又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、その行動規範を遵守すること
④ １号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと
⑤ 賃金等の雇用契約に係る重要事項について、所定の様式による書面で、外国人が十分に理解することができる言語で事前に説明していること
⑥ １号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること
⑦ 国又は適正就労監理機関(※３)による巡回訪問等による受入計画の実施状況の確認、情報収集、指導・助言に対し、必要な協力を行うこと　等

※１：出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成31年国土交通省告示第357号)
※２：一般社団法人　建設技能人材機構　(JAC)　が特定技能外国人受入事業実施法人として登録されています。
※３：一般財団法人　国際建設技能振興機構　(FITS)　が適正就労監理機関として認められています。

育成就労制度の概要

令和6年6月、入管法及び技能実習法の一部改正法が成立し、令和9年度を目処に施行予定。
技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度が抜本的に見直され、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設される。

制度見直しのイメージ図



出所「第1回特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議」参考資料2

（注１）育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

（注２）特定技能１号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

（注３）永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

（注４）転籍の制限緩和の内容

○ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。

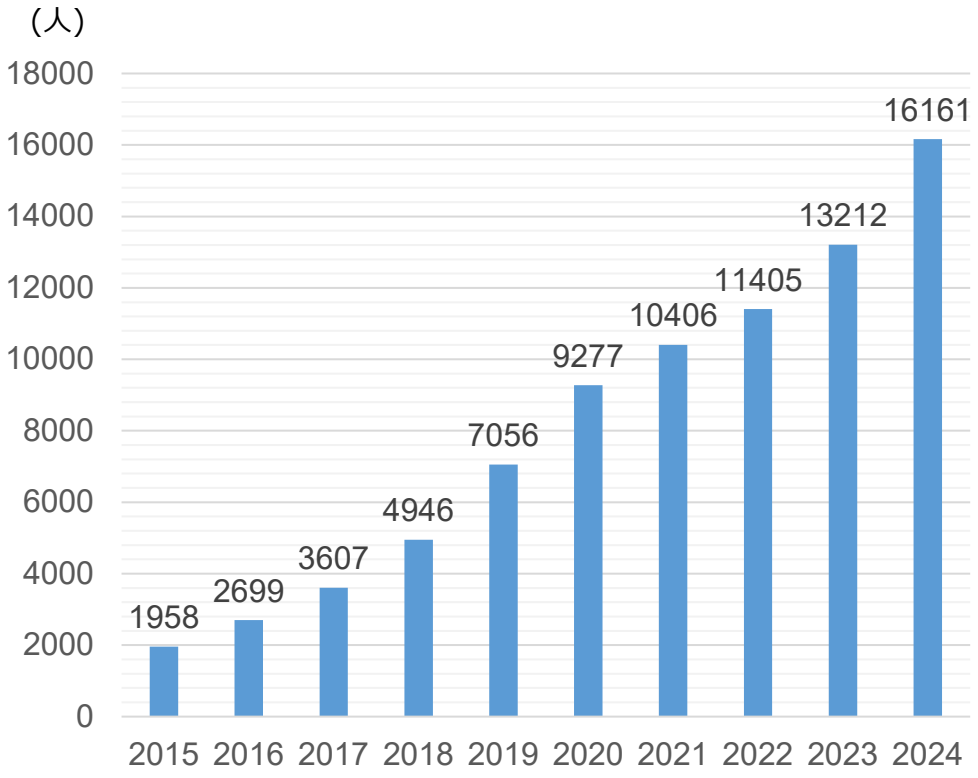
○ 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
- 同一機関での就労が１～２年（分野ごとに設定）を超えている
- 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
- 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

外国人建設技術者の現状

国土交通省

〇建設現場で施工管理等に従事する外国人建設技術者の大半は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就労
〇建設業における「技術・人文知識・国際業務」の在留者数は16,161人（2024年10月末時点）、直近10年間で約8．3倍に増加
〇外国人建設技術者の円滑な受入れを支援するため、R6年度に外国人技術者の採用・定着に向けたハンドブックを取りまとめ

建設業における「技術・人文知識・国際業務」の在留者数推移



※　厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）をもとに国土交通省で作成

外国人建設技術者の採用・定着に向けたハンドブック



第一章
外国人建設技術者の受入れに向けて

自社が外国人建設技術者の受入に向けた取組を実施できているかのチェックリストを掲載

第二章
外国人建設技術者の採用・活躍に向けたステップ

採用計画の策定や募集・選考、雇用手続き、活躍・定着に向けた取組について解説

第三章
外国人建設技術者の受入・活躍事例

先行する中堅・中小建設企業における効果的な取組の実例を掲載

第四章
参考情報

外国人の入国から就労開始後に必要となる必要情報へアクセスできるQRコードやURLを掲載

7．中東情勢に伴う建設産業分野における対応

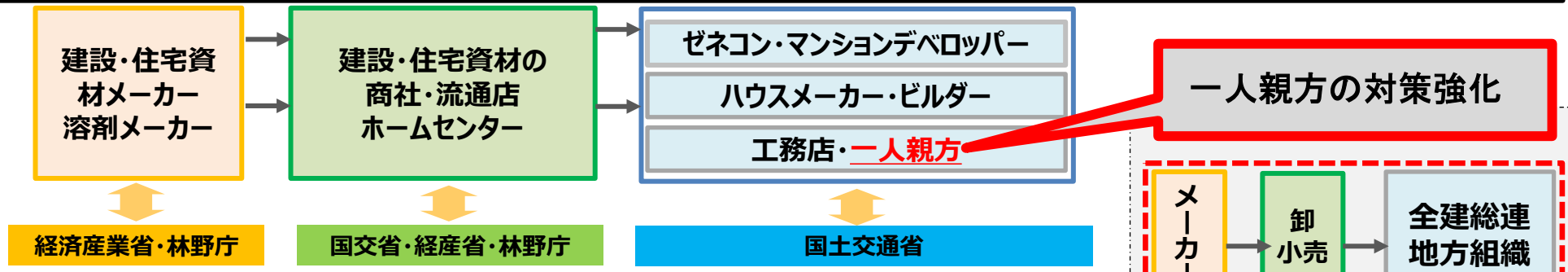
省庁・業界団体連携による建設・住宅資材に関する情報収集・発信の強化

中東情勢に関する関係閣僚会議
（第8回）（令和8年5月21日）
国土交通省資料

○ 建設・住宅資材に関し、**関係省庁と関係団体が連携**して、**情報収集・共有**を実施。**目詰まりの解消の取組**を進めるとともに、川上・川中・川下の各主体に対して**需給の正常化に向けた取組を働きかけ**

○ 特に情報の届きにくい一人親方に対しては、**全国建設労働組合総連合※の地方組織**と**地方支分部局（地方経産局、地方整備局等）が連携し、地方ごとにプッシュ型で調達・供給状況を把握する仕組みを構築することで、一人親方への対策を強化**

※「住」の生産に携わる一人親方等の建設職人を中心に作っている組合。わが国の建設産業で働く者の最大の労働組合。都道府県ごとに組織された53県連・組合の連合体で、組織人員は約５９万人



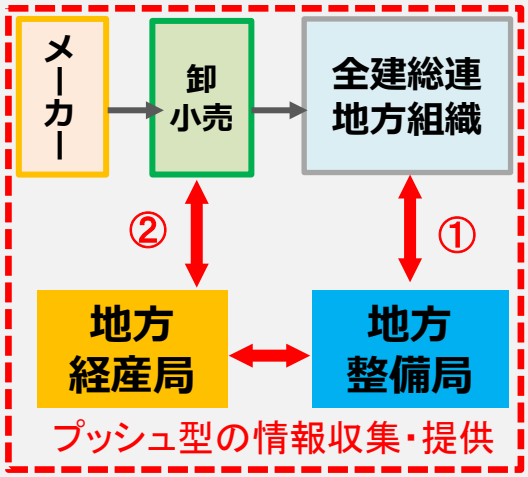
情報収集等

- **メーカーからの情報収集**
- **流通事業者からの情報収集**
- **ホームセンターからの発信**（通常量購入の協力、情報提供窓口の周知）
- **建設団体、住宅生産団体、マンション団体からの情報収集**
- **住宅分野の情報提供窓口**（国交省・住団連・全建総連）**住団連・全建総連・建材流通団体や建築確認申請窓口等を通じた周知**
- **住宅建材・設備需給情報連絡会議**（住宅生産、リフォーム、住宅建材・設備製造者等団体＋経済産業省・林野庁・国土交通省）

目詰まり対策等

- **①目詰まり箇所の特定・解消(川下、川上両方から確認)**
- **②安定製造・供給見通し情報発信**（メーカー・団体）
- **③当面の必要量に見合う発注**の働きかけ **不急な在庫確保の抑制**の働きかけ
- **④計画的発注**の働きかけ（必要時期の明示）

一人親方の対策強化



① **一人親方**から**調達実態の把握**、建材設備の供給状況等の**情報提供**
② 建材設備の**供給状況の把握・情報提供**
⇒ 本省（国交省・経産省）における供給状況の把握、目詰まりの特定・解消への活用

中東情勢の変化を踏まえた建設工事の円滑な施工のための対応

国土交通省

3月27日（金）　国土交通省→建設業団体・民間発注団体
建設業に関し、中東情勢の変化等による原材料・エネルギー価格の上昇を踏まえ、適切な価格転嫁等について中小受託事業者に配慮するよう要請するとともに、セーフティネット貸付制度等について周知

○改正建設業法に基づく規定の遵守、活用
・通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止
・資材価格の高騰など「おそれ情報」を事前に注文者に通知し、契約変更の協議を円滑に行う制度の活用

3月31日（火）　国土交通省・総務省→自治体など公共発注者
中東情勢の変化等による原材料・エネルギーの取引価格を反映した、適正な請負代金の設定、適正な工期の確保について要請

○最新の実勢価格を適切に反映した予定価格の設定
○スライド条項の適切な運用
○契約後の想定外の納期遅延のおそれに対応した工期の延長等
○最新の情勢（供給量、価格）の把握、受注者からの相談対応等

4月8日（水）　国土交通省→建設業団体
溶剤等に関する安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼

4月14日（火）　国土交通省→建設業団体
溶剤等の流通における目詰まり箇所の特定状況を踏まえ、再度溶剤等に関する安定的な調達に関する取り組みへの協力を周知・依頼

4月30日（木）　国土交通省→建設業団体
全ての建設資材について、前年同月同量を基本とする発注を行うなど、工事予定に見合った適切な調達要請を行うとともに、相談窓口の活用等について再周知

5月27日（水）　①国土交通省→建設業団体・民間発注団体　②国土交通省・総務省→自治体など公共発注者
中東情勢を踏まえた価格転嫁・適切な工期設定等について改めて要請

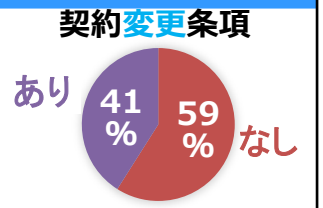
建設業法改正事項（価格転嫁関係）

国土交通省

再掲

契約前のルール

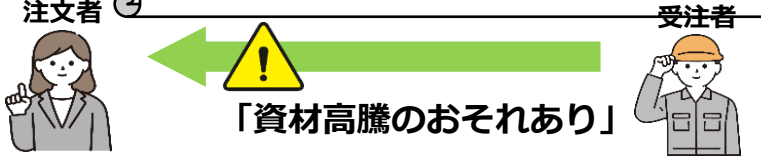
○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化



（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

契約書（イメージ）
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



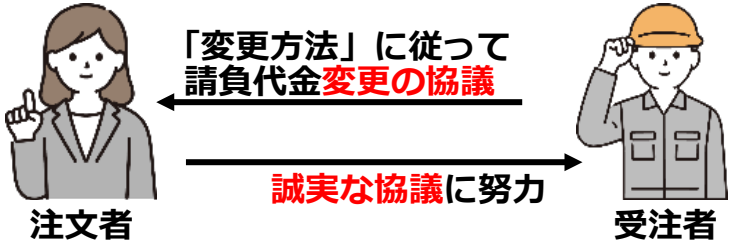
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

※おそれ情報が通知されていなかった場合　：おそれ情報が通知されていなかったことのみをもって注文者が契約変更協議を拒む理由にはならず、誠実に変更協議に応じることが求められることを法令遵守ガイドラインにおいて示している。

中東情勢関連対策ワンストップポータル開設（R8.4.2）

国土交通省

○　国土交通省ホームページに、中東情勢関連対策ワンストップポータルを開設（４月２日）
○　燃料油や石油製品等の供給に関する各分野の相談窓口を開設



○相談窓口　　建設業・住宅産業

建設 （工事契約、建設資材の需給・価格関係）	国土交通本省 不動産・建設経済局建設業課	hqt-kensetsugyouka★ki.mlit.go.jp
住宅 （新築・リフォーム等）	国土交通本省住宅局住宅生産課	hqt-jutakuseisan★gxb.mlit.go.jp
	北海道開発局事業振興部 都市住宅課	hkd-ky-toshi-juutaku★ki.mlit.go.jp
	東北地方整備局建政部 都市・住宅整備課	thr-toshijutaku★mlit.go.jp
	関東地方整備局建政部 住宅整備課	ktr-jyutakugijyutsu★nyb.mlit.go.jp
	北陸地方整備局建政部 都市・住宅整備課	hrr-hokuriku_jyutaku★nyb.mlit.go.jp
	中部地方整備局建政部 住宅整備課	cbr-jyutaku★mlit.go.jp
	近畿地方整備局建政部 住宅整備課	kkr-jyutaku★mlit.go.jp
	中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課	jutakuchisei★cgr.mlit.go.jp
	四国地方整備局建政部 都市・住宅整備課	skr-zyuutaku88★ki.mlit.go.jp
	九州地方整備局建政部 住宅整備課	qsr-juutakuseibi★ki.mlit.go.jp
	沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課	kenchika.kyoyu.f3h★ogb.cao.go.jp

建設業法違反による通報窓口（駆け込みホットライン）

国土交通省

駆け込みホットラインでは、建設業法違反に関する情報について、匿名性に留意したうえで建設Gメン調査等の端緒情報、許可行政庁への情報提供として利用しております。
※情報提供に不利益が生じないように情報を取り扱います。



